

令和3西予市決算審査特別委員会（厚生分科会）会議録

1. 開催日時 令和3年9月24日
 1. 開催場所 西予市議会全員協議会室
 1. 開 会 令和3年9月24日
 午前 8時57分
 1. 閉 会 令和3年9月24日
 午後 4時38分

1. 出席委員

班長 中村 敬治
 副班長 竹崎 幸仁
 委員 和気 数男
 委員 信宮 徹也
 委員 宇都宮俊文
 委員 加藤 美香
 委員 二宮 一朗

1. 欠席委員

なし

1. 説明員

生活福祉部長
 兼福祉事務所長 藤井 兼人
 医療介護部長 山岡 薫彦
 市民課長 谷口 佳代
 税務課長 濱田 直浩
 人権啓発課長 山下 一彦
 環境衛生課長 大塚 義導
 健康づくり推進課長 大野本 敦
 福祉課長 池田いずみ
 子育て支援課長 宇都宮 博
 長寿介護課長 宇都宮積矢
 西予市民病院事務長 大塚 進二
 野村病院事務長 松末 博
 つくし苑事務長 岩本 博文
 城川支所生活福祉課長 佐藤 茂輝
 三瓶支所生活福祉課長 兵頭 俊也
 市民課長補佐 榊田寿美子
 市民課係長 二宮 夕子
 市民課係長 松田 望
 人権啓発課長補佐 土居 吉一
 人権啓発課主事 兵頭 央
 環境衛生課長補佐 源 琢哉
 環境衛生課係長 三好 進祐
 健康づくり推進課長補佐 井上 理恵
 健康づくり推進課係長 権田 恭子
 健康づくり推進課係長 土居 靖史

福祉課長補佐 大内 俊二
 福祉課係長 竹内 奈美
 福祉課係長 萩原 武志
 子育て支援課長補佐 信宮 佳子
 子育て支援課係長 清家 亮
 子育て支援課係長 村上 真紀
 長寿介護課長補佐 竹中 千恵
 長寿介護課保健師長 佐々木靖子
 長寿介護課係長 野本 伸治
 長寿介護課係長 宇都宮万幸
 医療対策室長 亀岡 敦志
 西予市民病院事務長補佐 竹内 寿男
 西予市民病院事務局係長 稲葉 和司
 野村病院事務長補佐 富永 一彦
 野村病院事務局係長 西森 潤
 つくし苑事務長補佐 垣内 千幸

1. 出席議会事務局職員

議事係長 三好 祐介

1. 会議に付した事件

- 認定第 1号 令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
 認定第 3号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第 4号 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第 5号 令和2年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 認定第10号 令和2年度西予市病院事業会計決算の認定について
 認定第11号 令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前8時57分

○竹崎副班長

開会宣言を行うとともに、班長に挨拶を促す。

○中村班長

挨拶を行う。

○竹崎副班長

藤井生活福祉部長に挨拶を促す。

○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

挨拶を行う。

○竹崎副班長

以降の進行を班長に委ねる。

【生活福祉部】

【市民課】

○中村班長

これより本日の会議を開きます。

認定第3号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○谷口市民課長

それでは、認定第3号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、御説明させていただきます。

まず、成果報告書104ページを御覧ください。

事業勘定より御説明させていただきます。

1. 財政状況、決算規模と決算収支でございます。

歳入合計が52億861万4000円、歳出が51億3964万6000円となっており、差引収支額の6896万8000円が令和3年度への繰越金となります。

次に、歳入歳出決算の状況でございます。

第1-1表から主な科目を抜粋して御説明いたします。

歳入から御説明させていただきます。

国民健康保険税は8億3052万9000円で、前年度より1674万3000円の減額となっております。

減額の理由は、被保険者数の減少と新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国保税の減免によるものです。

国庫支出金は777万7000円で、前年度より676万5000円の増額となっております。増額の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国

保税減免分に対する財政支援として、災害臨時特例補助金の交付を受けたことによるものです。

県支出金は36億8655万6000円で、前年度より1億4415万6000円の減額となっております。

減額の理由は、保険給付費の減少に伴うものです。

歳入決算額は52億861万4000円で、前年度対比1億1461万7000円の減額となっております。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

保険給付費は36億1321万6000円で、前年度より1億1046万9000円の減額となっております。

減額の理由は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えや新型コロナウイルス感染症対策の結果、呼吸器系等のほかの感染症が減少したことにより、療養給付費額が減少したことによるものです。

国民健康保険事業納付金は11億9222万2000円で、前年度より1億1999万5000円の増額となっております。

市町が支払う保険給付の一部を県が市町に交付するための財源として県が市町から徴収するものであり、県が全体の給付費の必要額の見込みを立て、必要額を市町ごとの所得水準や医療費水準を考慮して算定するものです。令和2年度については、保険給付費が増加する見込みであったことから増額となっております。

基金積立金は2億545万3000円で、前年度より6154万5000円の増額となっております。前年度の繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるものですが、国民健康保険事業納付金や人件費等、総務費の支出額減少により、令和元年度決算の繰越金が増額となったことにより基金積立金の増額となっております。

歳出決算額は51億3964万6000円で、前年度対比で2594万1000円の増額となっております。

以上で、歳入歳出決算の状況についての御説明とさせていただきます。

次に、3. 保険税の収納状況について御説明いたします。

第1-2表を御覧ください。

収納率は現年分の一般が97.64%、滞納繰越金の一般が55.93%、退職が11.65%となっております。今後も高い収納率を維持できるよう努力してまいります。

ここで、収入未済額及び不納欠損額について御説明申し上げます。

特別会計決算書の25ページと26ページを御覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、収入未済額が3794万262円、不納欠損額が320万1741円になっております。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税、収入未済額が6万4309円、不納欠損額が8万3904円になっております。

納税指導、文書催告、財産調査、債権差押え、執行停止処分を積極的に実施し、徴収困難事案等については、愛媛県地方税滞納整理機構に移管して徴収を強化したことから、収入未済額は前年度より大きく減少することができました。

不納欠損額につきましては、地方税法に基づき処理を行っております。

それでは続きまして、成果報告書に戻りまして、105ページを御覧ください。

西予市の国民健康保険の概要から一部を抜粋して説明させていただきます。

被保険者数、第2-1表から第2-4表を御覧ください。

国民健康保険世帯数と被保険者数ですが、国保世帯数、被保険者数とも年々減少しております。年齢構成別では、60歳以上の被保険者数は6,329人で全体の65.8%を占めております。

次に、106ページを御覧ください。

保険給付の状況です。第3-1表から第3-3表を御覧ください。

療養諸費額は41億9436万円、療養諸費件数は17万4577件となっております。前年度との比較について、一般被保険者については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控え等により療養諸費額が3.8%減少しており、1人当たりの療養諸費についても0.3%の減となっております。退職被保険者については、制度廃止に伴う被保険者数の減少により令和2年4月でゼロとなったため、療養諸費額及び療養諸費件数、いずれも減少となっております。

続きまして、108ページを御覧ください。

特定健康診査等事業について説明させていただきます。

事業の概要につきましては、特定保健指導を必要とする対象者、メタボリックシンドロームの該当者予備軍を抽出するため、各地区での集団健診、

医療機関での個別健診を行っております。特定保健指導の対象者が生活習慣で改善できるよう、保健師ら専門スタッフがサポートし、生活習慣病の予防、重症化予防を目的とし、個別相談、訪問等を実施いたしました。

事業の評価としましては、令和2年度の特定健康診査受診率が25.9%となっており、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控え、急な日程場所等の変更により受診者は大きく減少となりました。また、特定保健指導率も44.8%と減少しております。

今後は、発症予防、重症化予防に重点を置いた取組として、未受診者対策、医療機関等と連携を図りながら一人ひとりの状況に合った生活習慣病の改善に向けた指導等を継続して実施したいと考えております。

続きまして、109ページを御覧ください。

診療施設勘定について、主な科目を抜粋して御説明いたします。

診療所勘定の決算状況でございますが、令和2年度は、土居診療所、二及診療所、周木診療所、3つの国保直営診療所を運営しました。

診療状況につきましては、過疎、少子化の進展及び患者の市立病院等基幹病院の志向の高まりなどにより、診療件数、診療報酬とも年々減少の傾向です。1日当たりの診療件数は土居診療所が18.7人、二及診療所が21.6人、周木診療所が25.2人となっております。

続きまして、110ページを御覧ください。

財政状況について御説明いたします。

土居診療所から御説明いたします。

診療収入は3043万9000円で、歳入決算額は4155万7000円になります。歳出決算額は5295万8000円で、歳入歳出差引額はマイナス1140万1000円となっております。

続きまして、二及診療所について御説明いたします。

診療収入は2636万円で、歳入決算額は3175万4000円になります。歳出決算額は6586万3000円で、歳入歳出差引額はマイナス3410万9000円となっております。

続きまして、周木診療所について御説明いたします。

診療収入は2258万8000円で、歳入決算額は2652万9000円になります。歳出決算額は2294万

2000 円で、歳入歳出差引額は 358 万 7000 円となっています。

最後に、市民課の区分になりますが、これは各診療所における歳入歳出差引額をまとめた一般会計等からの繰入金で、普通会計繰入金 4197 万 3000 円になります。診療所勘定の合計は、歳入歳出 1 億 4181 万 3000 円となります。

111 ページからの土居診療所運営事業ほか 2 件についての説明は省略とさせていただきます。

以上で、認定第 3 号「令和 2 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いたします。

○中村班長

谷口課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○二宮委員

2 点お伺いしたいと思いますが、まず特別会計決算書の中の不納欠損額ですけれども、320 万 1741 円、地方税法による処理の仕方というふうな御説明だったんですけれども、もうちょっと詳しいことがわかればお願したいのが 1 点と、もう 1 点は特定健診の受診率ですけれども、今回コロナということもあったり下がるとするのは理解できるんですが、地域別の受診状況がもしわかればお願したいと思います。

○濱田税務課長

不納欠損の関係を御説明させていただいたらと思います。

まず不納欠損の中には地方税法によって 3 種類に分かれております。

皆さん御存じの 5 年を迎えての時効を迎えたもの、そして執行停止というものがありまして、生活が苦しいとか財産がほかにないというようなことで滞納整理ができないというような方がございます。そういう方については 3 年間執行停止ということで、滞納整理を行わずに 3 年間で時効を迎える、先ほどは 5 年の時効だったんですが、こちらは 3 年の時効で消滅させております。そして直ちに消滅というのがありまして、例で言いますと、外国人の方なんかはこちらの調査で出国をしているということがわかったりとか、それで徴収が困難であるというのがはっきりわかったときには現年度直ちに消滅させております。そういう 3 種類の

不納欠損処理をしておる状況です。

○谷口市民課長

もう 1 点御質問のありました特定健診の地区別受診状況ですが、令和 2 年度は、明浜地区は 29.7%、宇和地区が 22.6%、野村が 30.6%、城川が 39.1%となっております。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 21 分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午前 9 時 22 分)

○谷口市民課長

三瓶の令和 2 年度の実施率ですが 18.9%となっております。

○二宮委員

今の各旧町別でお聞きしたんですけれども、特に宇和が低いのと、三瓶これ何か理由があるのかなと思うんですが、以前も決算審査か委員会するときにも御質問というか御提案したんですけれども、時間外とか夜とかというのを年に何回か設けると、なかなか普段決まった日に行けない受診者が行けるんじゃないかということもちょっとあるんですけれども、今後そういうふうな受診率を上げるための工夫というのはいかがかなと思うんですがいかがでしょうか。

○谷口市民課長

貴重な御意見ありがとうございました。

受診勧奨の通知を送ったりとか、今年度はコロナの関係もございましたので、時間を設定したり何時から何時の枠を決めたり、宇和と三瓶地区は健診日程の追加をするなどして受診率アップを図ったんですが、今二宮委員から言われたようなことも今後検討していきたいと思います。それと日曜日の日程も今年度はやっています。

○二宮委員

もう 1 点、給付費の関係で、コロナの影響で下がっているということがありましたけれども、コロナの影響で、下がっているということでわかりにくいかもしれませんが、ジェネリックの使用状況がどうなってるかというのをお聞きしたいと思います。

○谷口市民課長

今ほど御質問のありましたジェネリックの利用率でございますが、令和元年度が全体で 73.6%の利用率だったのが、今年度は 76.1%、2.5%の増となっております。それに伴いまして、療養費

が減になった、いわゆる効果額になりますが、令和元年度が70万5527円だったのが、令和2年度は111万2083円、40万6556円の効果が増となっております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第3号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○中村班長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号「令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○谷口市民課長

それでは、認定第4号「令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告に基づき御説明させていただきます。

まず、成果報告書113ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。

財政状況、決算規模と決算収支、後期高齢者医療制度は高齢者に係る医療費を社会全体で支え合い、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けることができるよう、国の医療制度改革により従来の老人保健制度に代わり新たに75歳以上の方を対象として平成20年4月から施行され、各都道府県の全ての市町村が加入する広域連合が運営を行う独立した制度となっております。

決算状況ですが、令和2年度の歳入は6億6663万6000円、歳出は6億4806万5000円となり、差引額は1857万1000円で、翌年度繰越金となります。この制度における保険料の収入は広域連合納付金として納入いたします。

令和3年3月分及び令和3年4月、5月分、出納整理期間の分の保険料収入を広域連合へ納入と

しますが、保険料収入額の広域連合への報告が翌年度での報告となるため、保険料相当分が繰越金となるものです。

次に、歳入歳出決算の状況です。

第1-1表を御覧ください。

歳入について、抜粋して御説明いたします。

被保険者の保険料が3億9799万円、繰入金2億4622万1000円のうち2億705万6000円は保険料軽減措置に伴う保険基盤安定分で、3916万5000円は事務費と愛媛県後期高齢者医療広域連合の共通経費分となっております。繰越金が1146万8000円、諸収入の1076万9000円は後期高齢者医療健康診査の受託収入が主なものです。歳入合計が6億6663万6000円で、前年度対比4211万1000円の増加となっております。

次に、歳出について抜粋して御説明いたします。

総務費は2444万5000円、後期高齢者医療広域連合納付金が6億1221万2000円で歳出全体の94.5%を占めております。保健事業費は1073万5000円になります。歳出合計では6億4806万5000円で、前年度対比3500万8000円の増加となっております。

次に、保険料の収納状況です。

第1-2表を御覧ください。

合計のみ御説明させていただきます。

調定額3億9931万4461円、収納済額3億9785万4171円、還付未済額13万5730円、不納欠損額1万5050円、未収額144万5240円、収納率は99.63%となっております。

ここで、歳入の収入未済額及び不納欠損について御説明を申し上げます。

特別会計決算書の70ページと71ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、2 目普通徴収保険料、1 節現年度分、収入未済額が53万5680円となっております。未納の主な理由としましては、行方不明2名、その他36名となっております。

2 節過年度分、不納欠損額が1万5050円となっております。未納の主な理由としまして、行方不明3名、転出後の居所の不明2名、その他2名となっております。収入未済額87万740円、未納の主な理由は、行方不明2名、死亡3名、分割納付3名、その他2名となっております。

続きまして、成果報告書に戻りまして、114ペ

ージを御覧ください。

被保険者数についてでございます。

第2-1表と第2-2表を御覧ください。

令和2年度末の被保険者数は8,951人で、前年度より97人の減少となっております。所得階層別の内訳ですが、低所得Ⅰが1,604人、低所得Ⅱが3,577人、一般が3,580人、現役並み所得者Ⅰが138人、現役並み所得者Ⅱが32人、現役並み所得者Ⅲが20人という内訳となっております。

次に、医療費の状況について説明申し上げます。

第3-1表を御覧ください。

給付費でございます。

令和2年度と前年度の増減の合計を御説明させていただきます。

件数が1万2172件の減少、金額も3億4177万8885円の減少となっております。

続きまして、115ページを御覧ください。

第3-2表、支給費でございます。

令和2年度と前年度の増減の合計を説明させていただきます。

件数は1,197件の減少、金額は1419万8362円の減少となっております。

次に、第3-3表、医療費でございます。

令和2年度と前年度の増減について、1人当たりで説明させていただきます。

件数については、1カ月当たり2.5回で0.1回の減少、金額では7万659円で2,784円の減少となっております。

次に、特定健診の受診状況でございます。

第4-1表を御覧ください。

令和2年度の受診者数と受診率でございます。

受診者数は1,020人、受診率は12.8%で、昨年度と比べて受診者数が137人の減少となっております。

第4-2表が歯科口腔健診でございます。

令和2年度の受診者数と受診率を説明させていただきます。

受診者数が59人、受診率は0.7%で、昨年度と比べて受診者数が1人減少となっております。

以上で、認定第4号「令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○二宮委員

基本的なことですけれども、後期高齢者の保険料の収納方法というのはどういう方法やったですかね。

○谷口市民課長

2通りありまして、年金の金額が18万円以上の方は特別徴収という形で年金から引き落とし、それ以外の方は普通徴収となっております。

○二宮委員

ここに書いてある未収額の144万5240円というのは普通徴収の分ということになるんですかね。

○谷口市民課長

普通徴収の分となります。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

114ページの後期高齢者の被保険者数についてお伺いいたします。

所得別に分けて被保険者数が出ておりますが、現役並みの所得者というところがⅠ、Ⅱ、Ⅲに分かれておりますが、これはどういう所得の方がこういう枠に入るのか、詳細教えていただきたいと思っております。

○谷口市民課長

今ほどの質問でございますが、現役並み所得者Ⅰというのが、課税所得が145万円以上の方になります。現役並み所得者Ⅱの方は課税所得が380万円以上、現役並み所得者Ⅲの方は課税所得が690万円以上ということで区分させていただいております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第4号「令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村班長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認

定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時42分)

【人権啓発課】

○中村班長

再開を告げる。(再開 午前9時43分)

次に、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分についてを議題といたします。

まず歳入について担当課長の説明を求めます。

○山下人権啓発課長

それでは、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分の歳入から御説明させていただきます。

一般会計歳入歳出決算書の65ページ、66ページをお開きください。

19款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、15節住宅新築資金等貸付金元利収入358万5934円であります。内訳は、住宅新築資金等貸付金元利収入(過年度分)の358万5934円であります。

令和2年度末累計滞納額の内訳につきましては、住宅改修資金貸付金元利収入、収入未済額が496万8190円の7件、住宅新築資金等貸付金元利収入、収入未済額が7867万8591円の28件、合計8364万6781円の35件となっております。

主な原因は、督促を継続しております中で、経済的な問題や納付意思の欠如、また、長期にわたる景気低迷及び行方不明や、本人及び相続人並びに保証人が死亡している事例も見受けられるなどの徴収困難な案件による未払となります。

なお、昨年度から、全ての債務者の自宅訪問による実態調査及び返済相談、特に督促に返答のない債務者に対して訪問を行い、返済相談を行っております。その成果もございまして、返済の滞っておりました債務者から納入の約束をいただいただけでなく、令和元年度に123万1652円の収入済額に対して、令和2年度は358万5934円の返済があり、前年比235万4282円の増の成果が出ているところでございます。債務者それぞれの事情に合わせて、粛々と返済を促してまいりたいと考えております。

徴収困難な案件に関しましては、法令や契約に従った債権放棄も積極的に視野に入れ、これまで以上に債権の整理を進めたいと考えています。今

後も督促を継続し、収納に努めてまいります。不納欠損はございません。

以上で、人権啓発課所管の歳入について説明を終わります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○二宮委員

今御説明があったように昨年度の123万円から358万円ということで、昨年度の決算審査のときに課長が言われた事が実践されて、実績としてすごい残ったなということで感謝申し上げたいと思います。

この8300万円についてはなかなか厳しいというのはもう理解をしておりますけれども、不納欠損に入れるとしたら、どういう理由づけというか、そういうのがもしあるのであればちょっと教えていただきたいと思います。

○山下人権啓発課長

ただいま二宮委員から御質問のありました件についてでございますが、不納欠損処理をするに当たりまして、債権は存在いたしますが法律上または事実上の理由によって徴収が不能もしくは著しく困難であると認められるときは、不納欠損処理が必要な場合と認められます。それは当事者間あるいは条例によって認められるわけでございますが、今、債権管理条例の制定を目指しておりますが、この債権管理条例が制定され、議決いただきましたら、この権利放棄の欠損処理につきまして、議会に1件ずつ提案することなく条例に基づいて処理ができるということで、大変処理の難しい案件につきましても不納欠損処理を行って事務を進めていくことができると考えております。

○二宮委員

ほかの税込、税金であれば、今言われたようなことで、簡単にと言うたらおかしいですけども、不納欠損にできるというところがないためにできてないということで、ぜひ今の条例を目指していただきたいと思うのと、私らも十何年これ議員やらしてもらって決算見よっても、もういつまでたってもずっと同じような金額が残ってるということ自体がやっぱりおかしいことなので、もう駄目なものは駄目で処理していけるように、また一

層の御努力をお願いしたいなと思います。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○信宮委員

収納される金額も増えておるんですが、これ保証人が2人ですか。収納済額の中で、本人ではなくて保証人さんに話を持ってって保証人が払ったという例があるのかどうなのかお答え願いたいと思います。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時51分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午前9時52分)

○山下人権啓発課長

保証人についてですけれども、現在保証人が支払いをされている案件は2件ほどございます。1件につきましては現在も保証人が支払いを継続中でございます。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に通告事業「人権のつどい事業」について、担当課長の説明を求めます。

○山下人権啓発課長

それでは次に、決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき、事前に通告のあった事務事業について御説明させていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書 77 ページの人権のつどい事業を御覧ください。決算書は 141、142 ページになります。

この事業は、参加者一人ひとりの豊かな人権意識を高めるための機会を提供するもので、西予市人権のつどいを宇和、野村、城川、明浜会場で開催しています。

事業の概要といたしましては、小中学生や高校生による人権作文、人権標語の発表や団体による合唱、展示や物品販売などをはじめ、人権に関する講演会やコンサートを中心としたミニフェスティバル等となっております。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度では宇和会場での中学生による公開授業による学習会と、城川会場での人権講演会を開催することができませんでした。コロナ禍の中、何とか開催できないかと

取り組みましたが、開催には至りませんでした。明浜会場と野村会場では、講師の実体験を聞きながらの人権コンサートを開催することができ、差別解消に向けた教育と啓発ができました。

また、宇和会場中止による代替事業といたしまして、塔和子展を本庁舎、城川支所、三瓶文化会館で開催し、ハンセン病から学ぶべきことは何かを考え、新型コロナウイルス感染症による偏見や差別が広がらないよう啓発を行いました。今年度も明浜、野村、三瓶地区で実施予定です。

また、人権チラシを市内全戸に配布し、人権啓発のぼり旗を作成し各支所等に設置するなどして、人権課題の解消に向けた啓発を行いました。

事業費につきましては、中止となった地区の影響もあり、成果報告書に記載のとおり令和元年度比19万7000円の減となっております。

今後も、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により流動的ではありますが、継続して事業を実施したいと考えております。

以上で、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

通告をしておりますのでちょっと質問というか、令和2年度は実際に開催できてないということで、なかなか質問にもならんのですけれども、令和3年度、この間実施されました宇和の人権のつどいに関しては、今まで私も10年ぐらい、この集いの方法について、もう変えたほうがいいんじゃないかということやをずっと提言し続けてまいりましたけれども、やっとならぬからこっちは一緒になったということで、変化が出てきてうれしいなと思いました。

また今回については、加藤委員も参加されてのパネルディスカッションとか、内容が本当によかったので、西予市内ほかの地域にも継続して同じような状況でしていただきたいんですけども、それぞれの地域で開催するときの開催の仕方というか、組立て方をどのようにされてるのか1点だけ質問をさせていただきます。

○山下人権啓発課長

それぞれ各旧町でございますが、開催につきましては、主催が愛媛県人権教育協議会西予市部の各分会が主催となっております。その分会が主体となりまして、各支所長が分会長でございます、あと指導員の方が各支所にいらっしゃいますので、その方を中心に大会を企画していただいております。

○二宮委員

先ほど言いましたように、今回の宇和の人権のつどいが評判よかったよということで、ほかの地域にも声をかけていただいて、内容は同じではなくてもいいんですけども、やっぱり今までと変わったまた1人でも多くの方に興味を持っていただける人権のつどいを行っていただきたいと思いません。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○竹崎副班長

先ほど令和2年度の説明の中で、宇和会場はできなかった分、塔和子展をそれぞれに変えたとか、それからチラシ、のぼり旗の配布等で具体的にその代替案を実施されとったんですが、城川会場の説明がなかったのと、要はコロナで大変だった状況はもう理解できるんです。ですが、その城川会場そのものが代替案もなかった、何もしなかったのかということ、この点お聞きしたいと思います。

○山下人権啓発課長

中止になりましたのは、先ほど申し上げましたように、宇和会場と城川会場でございますが、宇和会場につきましては、事務局を人権啓発課が持っております、もちろん今年できなかった2会場につきましてはの代替案といたしまして、先ほど説明しましたのは宇和会場中止による代替案と申し上げましたが、チラシとのぼり旗を作成して市内全域に配布していることから、全域を対象とした代替案ととっていただければと存じます。

塔和子展に関しましても、城川支所で本庁に引き続き昨年させていただいております。

○竹崎副班長

よく理解できました。最初の説明では宇和会場だけが中止になってやられたのかなということ、ひょっとしてこの後この議事録等が公開されたときに、あれってということになってもいけないので念のために確認させていただきました。

それと活動内容のマンネリ化ということについて、今二宮委員からも質問があり、特に宇和会場が新たな発想で取り組まれたということについてはすばらしいことだと思います。この4地区の動きと異なる動きを三瓶分会がしておりますが、その辺についての、将来的に三瓶側への呼びかけ等については何かお考えがありますか。

○山下人権啓発課長

三瓶地区におきましては、人権のつどいのかわりに分会が初めて三瓶地区に赴任してまいりました教職員とか市役所職員、地区役員に対して、あと小学校PTA役員とか教員の方々に対しまして独自に資料を作成されておまして、それを配布いたしまして三瓶町人権教育通信講座という形で実施をされております。実際に資料を伺いますと、大変よくできた資料でございます、そういった方々に絞って、ここに資料ございますが、7編にわたる大変わかりやすい資料でございます。これを利用して、その方々の意見や感想を出していただきまして、ほかの学習会でそれをまた再活用するという活動を行っておりますので、今のところ三瓶分会とも話をしておりますけれども、三瓶はこちらのほうを進めてまいりたいという考えを伺っております。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時03分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午前10時07分)

ほかに質疑はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○中村班長

挙手全員により、当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時08分)

【環境衛生課】

○中村班長

再開を告げる。(再開 午前10時17分)

次に、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分についてを議題といたします。

まず歳入について担当課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

それでは、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分の歳入から御説明させていただきます。

一般会計歳入歳出決算書の25ページと26ページをお開きください。

12款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料の収入未済額3万円でございます。内訳は、光浄苑使用料現年度が1件と、過年度が1件となって3万円となります。

不納欠損は、光浄苑使用料(過年度分)でございます、5,000円、1件と帰楽苑使用料(過年度分)でございます、4万円、1件でございます。

主な原因は、催促を継続していく中で経済的な問題や納付意思の欠如により未払いとなっております。未払い分については、今後も督促を継続し、収納に努めてまいります。

以上で、環境衛生課所管の歳入について説明を終わります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「ごみ処理事業」について、担当課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

続きまして、環境衛生課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のありました事務事業について、順に御説明をさせていただきます。

成果報告書95ページをお開きください。決算書は171ページ、172ページになります。

初めに、ごみ処理事業を御覧ください。

この事業は、ごみ収集運搬業務委託事業と可燃ごみ処理事業をあわせて記述しております。

ごみ収集運搬業務委託事業は、各家庭から排出

されます生活系一般ごみを指定場所であるごみステーションから収集し、市内の各中間処理施設や市内外の処分委託事業者まで運搬するものでございます。加えて、高齢者や障がい者の方などで、御自身でごみステーションまでごみを搬出できない世帯に対して、各世帯に直接収集に出向く、ふれあい収集事業の収集運搬委託費も当事業に含まれております。

実績評価といたしましては、収集運搬委託費については、事業従事者の稼働時間に対する人件費、主要車両の稼働時間に対する損料及び走行距離に対する燃料等の物件費及び管理費をもとに算出しております。一般廃棄物の処理責任は地方自治体にあることから、家庭ごみの収集運搬の継続は必要不可欠であり、各収集運搬委託事業者には、安全管理を徹底させるとともに、事業を適正に継続できるよう指導してまいります。

続きまして、可燃ごみ処理委託事業は、市外から一般廃棄物として排出された燃やすごみについて、八幡浜市に焼却処分の委託を行っているものです。委託料単価については、3年に一度の見直しを行っており、令和元年度からは、トン当たり2万5600円の単価となっております。

実績評価といたしましては、令和2年度の可燃ごみ焼却量の全体については、約7,226トンと、前年度に比べて約344トン減少しております。これは、新型コロナウイルスの影響により、主に事業系一般廃棄物排出量が減少したためとなっております。

なお、約1000万円の不用額が生じた理由につきましては、突発的な焼却事案が発生するときに備えて、予算の減額を行わなかったものです。

今後も市民の皆様の御理解と御協力をいただき、ごみの分別、リサイクルを推進し、可燃ごみの削減に努めてまいります。

以上で、2つの事業合わせて記述していますごみ処理事業の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○加藤委員

可燃ごみ処理委託料の推移についてお伺いたします。

3年に一度見直しということですが、年度によって、1トン当たりの値段がかなり差があると思うんですけども、これはどのような形で決まっているのかと、また今後、令和4年から見直しになると思うんですけども、どういう方向になるのかもお聞きいたします。

○大塚環境衛生課長

この金額につきましては、焼却をお願いしております八幡浜南環境センターの維持費、修繕とかも含めまして、そういったところから3年間に係る費用を積算して、ただその元にある数字は、西予市が持って行った量、あとは伊方町と八幡浜市が持っていった量をごみ量で割って、1トン当たりの数量で計算をしてその金額になっておりますが、先ほど2万5600円と現時点ですけど申し上げましたが、その前の3カ年は2万9810円でございます。そのような形でごみの焼却費用というのは決められております。

あと令和4年度以降のごみの単価でございますが、単価につきましては、令和元年、令和2年と数量を持ってっておりますが、またこの分での計算をするんですけども、維持管理費の割合で計算してますけども、やはりコロナ禍で単価がどうも上がる、まだ具体的には当然決まっておりますが、現状ですけど上がるような感じにはなってくる傾向になっております。

○信宮委員

ごみ処理事業につきましては、行政からの指導や市民のそれぞれの意識によって、かなりごみの量も違ってきますし、処理費も違ってくると思うんですけども、大分前のことなので、記憶が曖昧で間違っていたらすいませんが、以前ずっと前にごみ処理費用を1億円減らすというような方針でやられておったときがあると思うんですけども、現在もその努力は続けておられると思うんですけども、そのごみの量を減らす方法として、現在もどういうことをやられておるのか。また、西予市は細かく分別をされておるんですが、その可燃ごみ以外の分別しておるものがどういう処理の仕方をされておるのかを説明願います。

○大塚環境衛生課長

まずごみの処理費用の削減といいますか、市民の方に御協力していただいている点についてでございますが、水切りとかを、これは広報紙とかにも出させていただきまして、またホームページ等

にも出させていただいて、焼却に出る分について、各家庭でできることについて御説明をさせていただいて御協力をいただいている状況でございます。

各ごみの処理の方法ということでございますが、それについては、西予市の場合、各資源ごみ、それぞれ分別していただいておりますが、例えば、ペットボトルなどは分けて、ペットボトルとして出していただいております。日本容リ協を通じて、その日本容リ協で処分をしております。当然費用は、焼却するよりも安い単価で処理をしていただいております。

ほかには、プラ製の容器包装リサイクルの分なんですが、プラの処理を処理業者に日本容リ協を通じて回しております。これも当然焼却よりは安く処分をしていただくように、物によっては極力安い費用で適正に処分ができるよう努めている所存でございます。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○宇都宮委員

今の答弁に対して関連になるかもしれないですが、まずペットボトル、それからプラスチック類、処理されてると言うたんですが、今これが一番世界中で大きな問題になって、ペットボトルリサイクルといたって、リサイクルできている量が10%そこそこ、あとは全部東南アジアで、マレーシア中心に、マイクロプラスチックというごみになって先進国から送られて、これはもう本当世界的な問題で、ただこれを隠してリサイクルされてるとなってるんですが、ここで取り上げるだけの問題じゃない。これは本当に先進国全体で考えなければいけない問題なので、ここら辺をそれぞれの自治体で問題提起していかないと。ただ金がかからないからリサイクルしている現状じゃないと思う。これ本当、もうしょっちゅうテレビに出てる問題なので、これが1点。

それから、前も言いましたが、家庭ごみ、これ私いつも言うと批判されるかもしれないんですが、うちでもタベ魚をおろして頭は海へ返したと。これを本当に悪いことのように伝えること自体が間違いなので、ごみじゃないので海に返す。例えば、野村、城川の畑がある人は畑に戻す。これを正当化して西予市としてやれる伝え方、これ職員の方頭がいい人がおるので、これやったら、全国的にもいいんじゃないか、宣伝にもなりますし、西予

市にしかできんやり方。

それからもう一つが、養豚畜産もあるので、せめて生ごみ幾らかでも堆肥化できるやり方を考えて本当に西予市らしいごみの処理の仕方を本格的にやって、それに対して、国から補助金持ってくるというやり方をぜひ考えてもらいたいんですがお願いします。

○藤井生活福祉部長

以前から宇都宮委員からはこういった御提言いただいております。一般質問でもございましたけども、いろんな考えがございますのでここでは即答できませんが、前々からお聞きしておりますので、そこらへんまた課内で検討するようにいたします。

また、堆肥の問題も、以前一般質問でもいただいておりますので、こちらはまた、農業水産課とも連携してその辺のところも検討していきたいと思っております。

プラスチックの問題はおっしゃるとおりに、西予市だけではなく、もう日本だけでなく世界的な問題でございますので、最近ではプラスチックおもちゃを紙にするとかというようなニュースも流れておりますので、ここはやはり我々としても、環境保全という中で市としてもこのプラスチックの問題に関しては、議員の皆さんとまた協議もさせていただきたいし、推進ができればと思っておりますので、引き続き御協力いただけたらと思います。

答えになっておりませんが、引き続き協力していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○中村班長

ほかに質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

ないようでしたら私からも通告しておりますのでお尋ねしたいと思いますが、下の表で、成果報告の1人当たりが出した可燃ごみの量とか、収集したごみの量というのが、ここに重さが210キロとか153キロとか、令和元年度と比べても、若干ではあるが僅かに減っておるというような状況でございますが、どのようにこの数値をとらえられておるのか。これがいろいろ分別収集をして最大限努力してはおるけれども、もうこの辺が限界だととらえられておるのか。大洲市や八幡浜市、宇

和島市など近隣の市と比較した場合、まだまだ削減する余地があるととらえられておるのか、その辺についてお考えを教えてくださいと思えます。

○大塚環境衛生課長

西予市のリサイクル率ということなんですが、これは環境省で毎年いただいております一般廃棄物処理実態の調査ということで、リサイクル率でいいますと、愛媛県内では、令和2年度ですけれども、3番目ということで、やはりこれは市民の方の努力や協力でやっていただいていると考えております。

今言われた1人当たりの可燃ごみ量とか、収集のごみ量についての割合は全体の分から計算をして、この金額、この数字を出しておるわけなんですけども、そういったリサイクル率だけ見たりとか、そういった全体の分を見ても、皆さん努力はしていただいておりますので、ただ毎回同じことかもしれませんが、伝えていかないと、忘れるわけではないですけど、そういったことがございますので、今後も市民の方に伝えていきたい。もし新たなものができたら、そういう新たなものをそこで情報発信をしたいとは考えております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「環境保全推進事業」について担当課長の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

続きまして、成果報告書96ページの環境保全推進事業を御覧ください。決算書は165ページ、166ページになります。

この事業は、西予市環境基本条例に基づき、環境保全施策の総合的、計画的推進を行うための環境基本計画を策定して、市の基本的な方向性を示し、事業者、市民などが自らの責務において、自主的、積極的に環境保全活動への取組を促すものです。

実績評価としまして、先ほど説明しました西予市環境基本計画を令和2年度、令和3年度の2カ年にかけて策定中でございます。

令和3年度末には、西予市環境基本計画は策定予定でございます。西予市環境基本計画を策定し

た後は、それを基本として、市民等に環境保全への取組を促してまいります。

以上で、環境保全推進事業の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○二宮委員

課長から、計画の策定に向けてという説明があったんですけども、実際は、この環境基本条例になるのか、景観条例になるのかよくわからんですけど、小さい範囲なんですけど、私が住んだる地域、石城地区ですけれども、コウノトリが今来てる地域ということで、この間アンケートもされたりしたんですけど、JRが走っておりまして、JRさんがほとんど今草刈りをしてくれないんですよ。我々地域の方はみんな通過するんですけども、また、県道なので、県もめったにしてくれないという状況の中で、せっかくのあそこのコウノトリの地域の圃場等が車で走っても見えないというふうなことで、そういう苦情と言ったら変やけども、もったいないとかいうのもあるし、田んぼに対するその草伸びしっぱなしの影響というのものもあるし、最近では踏切がここ1年間ぐらいあそこ広げるので使えないという状況で田んぼの中の道から県道に出てくるときに、見通しが相当悪くて危ないというような声も聞いておるんですけども、市民からJRに言ってもなかなかやってくれないんですけど、この環境基本条例の中で何かJRに言っていたらいいようなことはないのかなと。

条例の第3条には、市民の健康的な基本的な生活のというふうなことも書いてあるわけですけども、そういうふうなことに私は類するんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょう。

○大塚環境衛生課長

草刈りをJRに依頼をするのは難しいかなとは考えております。ただ、今ツルとコウノトリの関係で、情勢は山田地区で、ツルやコウノトリが来ると言われてる池の周りの草刈り等はされてるということで、そういったお話は聞いております。ちょっと答弁にはなっていないかもしれませんが。

○二宮委員

草をその敷地内で伸ばしっ放しということに対

して、環境条例的にはどうなんですかね。例えばJRにやってくれというのは言えないにしても、我々が草刈りをしたくても地域の住民が敷地内なんで勝手に入れないんですよ。例えば石城駅周辺は、れんげまつりがあるので、あの辺を整備するときにJRが来てくれて、汽車が来る時間等には危ないですよということで見張りをつけてくれてやってるんですけども、そういうふうな感じでも、もしやれるとか協力してくれるとか、そういうふうなことを市から、やっぱり地域からいうのと市からいうのでは違うんじゃないかと思うんですけども、それも僕は環境の一つじゃないかなと思うんですよ。そういうのはいかがですかね。

○藤井生活福祉部長

やってくれるかどうかというのはちょっとわかりませんが、お声かけをさしてもらおうということとは可能かと思しますので、そこはまたJRさんにも、何とかやっていただけないかということはこちらから声掛けはさせていただきたいと思します。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○宇都宮委員

通告しておったので、ごみ関連は先ほど言いましたが、これに少し関わるので、またやっていただきたいということと、今、二宮委員が言われたことの同じような意見ですが、ちょっと所管が違うかもしれませんが、廃校になった学校、市の施設、結構あると思うんですが、これが放置されて、草いっぱいになっったりとか、ごみがいっぱいになっったりというのが、結構旧町どこにでもあると思うので、やはりこれらもこの環境の一部になるかと思うので、所管外れとるところでも指導してもらって、ある程度の管理はしていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

○大塚環境衛生課長

今言われました学校とか、そういうところは市民の方から、当然連絡がありましたら、所管をしている学校教育課とか教育総務課とかには連絡をして、そういったことでやってくださいというお話は、現実問題出ております。ですから、市民の方や地域からそういったお声があったら、対応できるところにつきましては、担当課には声をかけたいと考えてます。

○二宮委員

先ほど、条例計画に向けてという話の中で計画

するために審議会というのをされると思うんですけども、この間できた環境もそうなんですけども、景観なんかもそうなんですけど、審議会をするときに、今の条例見ても、さっき言ったようにどこまでの範囲なのかというのがなかなかわかりにくいんですよ。その審議会の中で今、宇都宮委員が言ったようなこととか、私が言ったようなことも検討に入れていただいて条例作るときにもう少し市民がこれはこの条例に入るんやなみたいなことが分かるようなのと、もっと強くできるような条例ができればありがたいなと思いますので、審議会をリードしていくのは環境衛生課だと思いますので、ぜひそういうふうをお願いしたいなと思います。

○中村班長

二宮委員、今の件につきましては条例に基づいて、環境基本計画を現在策定中ということで、基本計画の中でそういうことが取り組めるかどうかということでもよろしいですかね。

○二宮委員

計画をつくる前に、審議会があつて、審議会の答申で計画ができると思うんですけど、審議会の答申をするときにそういう話をして、条例制定に向かってほしいという要望です。

○中村班長

まだ、そういう審議会は何回か開かれる予定ですよ。

○大塚環境衛生課長

環境審議会につきましては今年1回やりましたので、環境基本計画の素案ができましたら、また審議会を開催する予定でございます。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時47分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午前10時47分)

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○中村班長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時52分)

【健康づくり推進課】

○中村班長

再開を告げる。(再開 午前10時54分)

次に、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分についてを議題といたします。

通告事業「予防接種事業」について担当課長の説明を求めます。

○大野本健康づくり推進課長

それでは、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の健康づくり推進課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のあった事務事業について順に説明させていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書の67ページの予防接種事業を御覧ください。決算書は163ページ、164ページになります。

予防接種事業であります。予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生予防及び蔓延予防のため、乳幼児や高齢者に対して適切な接種年齢、間隔で接種するよう勧奨を行い、医師会等の協力を得ながら実施している事業であります。

定期予防接種につきましては、A類とB類の2種類の予防接種があります。

A類は主に乳幼児等が対象で、接種の努力義務があり、集団予防に重点を置き、被接種者の負担はございません。対象疾病は、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、B型肝炎、日本脳炎、麻しん、風しん、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、これは子宮頸がんであり、水ぼうそう、ロタウイルス感染症の予防接種がございます。

また、令和元年度から令和3年度までの予定で緊急風しん抗体検査事業が始まり、対象者3,296名、これは昭和37年から昭和54年に生まれた男性でございます。に無料で風疹抗体検査が受診できるクーポン券を配布いたしました。検査の結果、予防接種が必要な場合は無料で接種できることとなります。

余談であります。私も先日風疹検査やりまし

て接種はしなくてもいいという結果が出ました。余談でありました。

B類は個人予防に重点を置き、高齢者を対象とした任意接種で被接種者の負担が必要であります。対象疾病として、インフルエンザと高齢者の肺炎球菌感染症があります。

令和2年度の定期予防接種の延べ人数は1万6598人で、接種率は全体で70.2%、前年62.6%でありますので8%ほど増であります。

種類別ですが、A類定期予防接種延べ人数が5,173人で接種率94.3%、前年が90%でございますので約4%の増ということになっております。B類の定期予防接種者が1万1425人で接種率が63%、前年が53.9%ですので約10%弱の増となっております。風疹抗体検査者は667人で抗体検査率は20.2%でございます。

また、令和2年度の決算額は1億473万8411円で、その内訳としましては、主に医療機関への予防接種委託料やワクチン等の医薬材料費であります。

なお、令和2年度の予防接種事業の不用額は全体で861万2000円でありますが、このうち360万1000円については新型コロナウイルスワクチン接種事業の繰越分ですので、実際の不用額としましては501万1000円であります。

近年の実施状況や令和元年度から開始しました風疹の抗体検査者数を考慮して、3月に1052万8000円の減額補正を行いましたけれども、見込み以上にA類B類ともに対象者数や予定者数が減少をしましたので不用額が発生いたしました。

定期予防接種は、出生届や健診、それから相談時などの機会をとらえて説明して接種勧奨を行っております。さらに、個別通知や関係機関への勧奨を依頼しながら進めておりまして、事業は確実に執行できていることから、コロナ禍ではありますけれども住民サービスへの影響はないと考えております。

また、風疹抗体検査については、市ホームページや広報誌による周知回数を増やしまして、受診率の向上に努めたいと考えております。

以上で、予防接種事業の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○二宮委員

子宮頸がんについて質問させていただきます。

以前副作用の件で一時ストップということが全国的にニュース等で流れたんですけども、その後の結果というか、副作用だったのかどうかという検証の結果もちょっと耳に届いてないような状況なんですけれども、接種状況が元に戻ったのか、停滞したままなのか、お伺いたします。

○大野本健康づくり推進課長

全てはお答え、今の段階でできないんですけれども、今ほど二宮委員言われたように、子宮頸がんワクチン副反応のことで一時ストップしておりましたが、やはり必要な接種ではないかということで、先月でしたでしょうか、私たちも国の指導のもと、勧奨ではないんですけれども、こういった効果があります、副作用もありますといった形での案内の文書を対象者に送ったところです。徐々にこれから接種をまた進めていきたいというのが多分国の動きになっているのではないかと考えております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○信宮委員

A類の中の乳幼児に対するワクチンについてお尋ねしたいんですけれども、大人の場合は自分が打つ、打たない、いろんな事情があると思うんですけど、乳幼児の場合は自分が判断できずに親が打たせるということになると思うんですけども、できるだけこれ打たなければいけないと思うんですけど、その辺の乳幼児のワクチンの接種率がわかれば教えていただきたいと思います。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時02分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午前11時03分)

○大野本健康づくり推進課長

定期予防接種A類の乳幼児の分につきましては、ほぼ100%に近い状況であります。100%ではないんですけれども、ほぼ全ての人が接種をしているという状況であります。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

ないようでしたら私も通告しておりますので。このB類の1,000円と4,000円ですか。このぶんについて10%ほど伸びたということで、これ非常にいいことだとは思いますが、いろいろコロナの関係もあるのかなあ、どういう関係で皆さんが努力していただいた結果かなという気もしますけれども、心当たりがあるようであればその原因と、この金額はそれぞれ1,000円4,000円というのは全国一律決められた額なんでしょうか。

○大野本健康づくり推進課長

今言われましたB類の接種率の向上ですけれども、今班長言われましたように、まさに私たちもコロナの影響が多いのではないかなと思っております。やはり感染症に対する関心というのが高くなったということが接種率の伸びにつながっているというふうに私たちも感じているところです。

それから接種の負担金についてですけれども、こちらにつきましては全国一律ではございません。愛媛県の統一した金額ということで負担を決めて支払っていただいているという状況です。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「がん検診等事業」について、担当課長の説明を求めます。

○大野本健康づくり推進課長

次に、主要な施策の成果報告書の67ページのがん検診等事業を御覧ください。決算書は予防接種事業と同じページになります。

この事業は、希望者のがん検診等を行い、がんの早期発見と早期治療により医療費を削減し死亡率を減少させることを目的としております。検診の種類は、肺がん、胃がん、大腸がん、腹部超音波、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんなどです。令和2年度のがん検診受診率は9.2%でありまして、前年度と比較すると2.1%下がっております。一方、精密検査受診率は77%で前年より8.2%を下回りました。

受診率向上のために令和元年度よりWeb予約システムを導入し、また、対象者の利便性に配慮し、1日で多くの検診が受診できる総合健診、それからまた、託児つきのレディース検診や土日健診を引き続き実施いたしました。さらに、子宮頸

がん、乳がん検診では、対象となる年齢層に自己負担を無料とする措置を講じております。検診結果は個人に郵送し、健康管理システムでデータ管理を行いまして、要精密検査者には電話等で受診勧奨等の支援を行っているところでございます。

しかしながら、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、急な検診の中止を行い、集団検診において検査技師との密を回避できない腹部超音波検診、乳房超音波検診、CT検診などにおいては一部の地区で中止をいたしました。再度日程変更や3密を避けるための会場変更等を行いまして、感染対策を講じた上で追加検診も実施いたしましたが、結果的には受診者数は減少をしております。

なお、208万5214円の不用額が発生しております。12月補正において1371万5000円、それから3月には、少額ではありますが4万8000円の減額補正をしましたが、やはり見込みより受診者が少なかったため不用額が発生しているところです。希望者への検診は、追加検診や代替検診等で確実にできておると考えておりますが、住民への影響はあまりないと考えておるところです。

今後、感染予防対策に配慮しながら、受診率向上に向けた啓発、受診勧奨の方法などについては工夫を重ねてまいりたいと考えております。

以上で、がん検診等事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○竹崎副班長

通告してるので質問させてもらいます。

がん検診受診率の向上を目指して様々な取組を実施するという説明がほかの機会でもあったと思うんですが、実際特定検診私も毎年受けているんですが、体感として年々減ってるような感じがやっぱするわけです。だから実数として今数値を見たら、令和元年で11.2%が令和2年で9.2%、ちなみに今年は全部終わってるわけじゃないからまだ出てないのかな。今年の動向ももしかまわなかったら教えていただきたいこと。わかってる段階で結構です。

それで、そのWeb予約システムを投入したり、個別の受診勧奨を行うということも説明があったと思うんですが、ほかのところ。いずれにしる

手応えはどうか、実際に私は毎年受けてる立場からしても減っているなという感じがするのと、私自身はバスのバリウムももうここ数年やめてます。それで、一斉にやってもらえる、例えば近場の病院で専門にやってる胃腸器内科の若い先生が土曜日でやっているということなので、それに任すようにしてしまいました。

だから、いろんなことを勘案したときに、もう少しそういったがん検診、特にこのがん検診あたりは微妙な問題あるけれども、やっぱり受診しやすいというふうな、去年か一昨年か同じこと言ったと思うんですが、やはり思い切って改革ということに持っていかざるを得ないんじゃないかなという気がするんですが、その辺のお考えもお聞きしたい。以上です。

○大野本健康づくり推進課長

今の御質問等ですけれども、確かに言われますとおり、いろいろ工夫をしながら続けているところがございますけれども、やはりどうしても言われたとおり、私たち側からしても受診者というのはだんだん減ってきているというふうに感じております。

ただし、先ほどから申しておりますように、コロナ禍であるということも大きな原因の一つだとは思っておりますが、時間を指定するとか会場を変更するとかいろいろな工夫をしている中で、それが原因で検診に来にくいという人ももしかしたらあるかもしれません。そういったこと、コロナの感染に気をつけて、逆に検診を控えるといった形の方も中にはおられると思っておりますので、今後確かに言われましたように抜本的に内容的なことも方法も含め検討していく必要もあろうかとは思っておりますが、なかなか一遍に変えるということもできませんので、今後その辺の受診率向上ということも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

先ほど言われました現在の今年の受診率なんですけれども、今年の検診はやはり不要不急ではないというふうな考えのもと、コロナがある程度拡大はしていて警戒レベルも高い中でも続けてはおります。ただ、今の受診率というのはまだ年度途中でありまして、まだこれからの検診も実施しているところでもありますので、まだ数値は出てないといったところがございます。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○二宮委員

今の関連なんですけれども、今持病を持ってる人がたくさん増えてきて、病院、かかりつけ医にかかるとる人が多いと思うんですけども、そういうところで定期的に今がん検診にしても、年に1回とか3年に1回とかいうふうなことでそういうところで受けられる人のほうが増えとるんじゃないかなと思うんですけども、そういう民間、市民病院も含めて、そういうところで受けられた情報みたいなのは健康づくり推進課には入ってきてるんでしょうか。

○大野本健康づくり推進課長

言われますとおり、個人病院とか、総合病院とかでいろんな治療をされている方も本当に多いと思いますので、集団検診は受けなくてもいいという方もたくさんおられますが、がん検診等の結果等が市に入ってくるということは、今のところありません。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○宇都宮委員

ちょっとそれるかもしれませんが、胃がん検診、バリウムを飲むやつですが、私経験者で言うんですが、3年ぐらい前にバリウム飲んでそのバリウムが4カ月ほど腹の中に残ったということで、私興味があってこれ調べたんですが、これもう本当に昭和の時代からの検診方法で、お医者さんに聞いても、もうこんな検診はお医者さんがやめたほうがいいというようなことを聞かれますし、いろいろネットでも調べても、こういう検診してるのが日本ぐらいで、安くて簡単にできるということなんです、ここであれなんです、やっぱり自分が経験したから分かるんですが、結構そういう事例が多いので、多い中でやはり簡単にできる、安くできるということでやられてるので、これについて市だけの見解じゃないんですが、全国的にどのような意識されとるかちょっとだけお聞きしたいんですが。

○権田健康づくり推進課係長

今委員言っていただきましたように、胃がん検診の国の推奨する分については、今胃内視鏡検査というのを勧めております。ただ、集団検診の場になるという、お医者様が参加されるということで、なかなかこういった地域の小さな市町村で

はマンパワーとかというので大変厳しい状態です。

バリウム検査におきましては、バリウムが体内に残るであつたりとか、あと今一番言われているのが、何枚もエックス線を撮るので、被曝という意味でも胃内視鏡に変更をという国の流れではあるんですが、なかなかそういうのが一地域ではできない。愛媛県下でもなかなか集団ではできないし、今後は個別でというのを検討しなければならないという段階ではあるんですが、なかなか医療機関に、以前、前々担当ぐらいに市民病院等に話を持ちかけたこともあったと聞いてはおりますが、なかなか病院等も受け入れるというのが難しい状態というのが今の流れで、現段階の状況ではあります。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「温泉巡回バス事業」について、担当課長の説明を求めます。

○大野本健康づくり推進課長

次に、決算書の 159 ページ、160 ページの温泉巡回バス事業を御覧ください。主要な施策報告の中にはございませんので決算書を御覧ください。

この事業は、市内にありますクアテルメ宝泉坊、游の里温泉、あけはま一れの3カ所の温泉施設を無料バスで巡回し、利用者の健康増進や介護予防を図り、また、市民の健康づくりと温泉施設の利便性を高めることを目的として、平成 18 年度から実施しているものでございます。

温泉バスの運行は車両の適正な管理、常時運転手が確保できる市内業者に委託しておりまして、月ごとに毎週月・水・金曜日及び第1・3・5木曜日に運行しており、曜日によってそれぞれの5つの巡回コースを設定しております。自らの交通手段を持たない方々が市内各地からそれぞれの温泉施設を利用することができ、健康福祉面からも効果が期待できます。

しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、4月18日から5月31日まで運休となり、予定運行回数が172便から146便と26便減便となっております。令和2年度の年間利用者数は1,727人でございまして、前年より766人減少しております。

利用者減の要因としましては、一つに乙亥会館カロト温泉の閉館、それと先ほども申しました、新型コロナウイルス感染症拡大による減便、不要不急の外出自粛などの影響が考えられます。また、1日当たりの乗車人数につきましても、11.8人ということで、乗車目標を20人としておるんですけれども、約半分ということになっております。平成18年度にバスを導入して15年経過しておりますけれども、走行距離も44万キロを超えておりまして、3カ月点検や車検時に修繕や部品交換を行いまして維持管理をしているところでございます。

以上、温泉巡回バス事業について説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○中村敬治班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宇都宮委員

これも私通告しておったので、温泉、経営者がそれぞれ変わって今までの体制とは変わったということで、それに合わせて今回コロナの影響あつていろいろ諸事情を聞いたんですが、これから先、バスが老朽化している、人件費がかかる、さっき言った経営体制が変わったという中で、利用者にとってはあつてほしい意見はあろうかと思うんですが、どのような方針を持たれているかお尋ねいたします。

○大野本健康づくり推進課長

今の御質問でございましてけれども、言われましたとおり、当然昨年度から新型コロナウイルス感染症の関係で減便やら休止を重ねております。こちらとしいたしましても、利用者の現状を把握している中で、限定された方といいますか、いろいろな人が使っているというわけではなくてある程度決まった方が使われているという現状があります。車両についても確かに老朽化しておりまして、これからまた修繕料とかもかかってくる可能性もありますので、やはり近い将来この事業の廃止といいますか、その辺についても検討する時期に来ているのではないかということで、これは市の方針というほどではないんですけれども、担当課としましては話をちょこちょこしているところでございます。

○中村班長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○中村班長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時23分)

【福祉事務所】

【福祉課】

○中村班長

再開を告げる。(再開 午前11時26分)

次に、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分についてを議題といたします。

まず歳入について担当課長の説明を求めます。

○池田福祉課長

それでは、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分について、決算書に基づき収入未済額及び不納欠損額を御説明させていただきます。

一般会計決算書の67ページ、68ページを御覧ください。

19款諸収入、5項雑入、2目心身障害者扶養共済金収入、1節心身障害者扶養共済制度加入者負担金、収入未済額76万2174円であります。内訳は、加入者負担金(現年度分)20万8800円、加入者負担金(過年度分)55万3374円です。

未収になる主な原因として、経済的な問題で掛金が払えなくなった場合や既に脱退されている方で脱退一時金も支払われないことから納付を拒否されている場合があるためでございます。今後も順次督促を継続し収納に努めてまいります。

続きまして、一般会計決算書の69ページ、70ページを御覧ください。

19款諸収入、5項雑入、4目雑入、3節民生費雑入、収入未済額1316万5324円のうち、福祉課

所管分は、生活保護返還金(現年度分)546万7384円、生活保護返還金(過年度分)684万2910円の合計1231万294円であります。

保護開始後に資力が判明した場合や、保護受給中に収入があった際に届出を怠り後日判明した場合、支給した保護費を返還していただくものです。保護開始時に収入があった場合は申告していただくよう説明を行っていますが、申告されない場合が多く、収入が判明した時点では既に手元に残っていない方がほとんどでございます。分納していただくなど返還しやすいように努め、ケースワーカーが戸別訪問し納付勧奨を行っておりますが、完納には時間もかかり納付が難しい方が多いのが現状でございます。今後も、保護開始の際や定期訪問の際に収入があった場合の申告の義務について繰り返し説明を行ってまいりたいと思っております。なお、不納欠損はございません。

以上で、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の福祉課所管分、収入未済額についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

心身障害者扶養共済制度加入者負担金というのは幾らぐらいなのでしょう。

○池田福祉課長

掛金ですけれども、これ保護者がかけられて、保護者が亡くなられたり重度の障がいになった際に障がい者の方に払われる共済金なんですけれども、加入者の年齢によって月額掛金が違ってまいります。35歳未満であれば9,300円ですとか、あるいは60歳以上75歳未満であれば2万3300円ですとか、年齢の区分によっていろいろ段階がございます。これは月額掛金です。

○中村敬治班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「地域生活支援事業」について、担当課長の説明を求めます。

○池田福祉課長

それでは次に、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分につきまして、決算書及び主要な施策の報告書に基づき、事前の通告がありました事務事業について順に御説明させていただきます。

まず主要な施策の成果報告書 72 ページの地域生活支援事業を御覧ください。決算書は 135 ページ、136 ページになります。

この事業は、障がい者がその能力や適性に応じた自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて地域での生活を援助するために相談体制の充実を図り、個々に応じたサービスの提供を行うものです。

主な事業といたしまして、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、身体障害者自動車運転免許取得補助金、身体障害者用自動車改造費助成金がございます。

事業の評価及び今後の方向性ですが、相談支援事業をはじめ、地域の実情や障がい者のニーズに合った柔軟な対応ができる各事業を提供することによって、障がい者の地域での生活支援が行えており、今後も継続して障がい者の方々が地域の中で安心して生活ができるよう、一人ひとりに寄り添いながら事業の拡充を図ってまいりたいと思っております。

以上で、地域生活支援事業の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○和気委員

根拠の法令に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するというふうに書いてある法律に基づいての事業だと思います。障がい者の方、非常に厳しい生活を送っておられることが最近よくわかりました。そういうことでぜひこれからも事業を進めてもらいたいと思いますが、この相談支援事業がこの事業の大体 70%を占めておるといふことで、令和2年で5,165人の相談支援を行ったと。これは、新たに5,165人の方が令和2年度に行ったということですか、それとも累積して行うということですか。

○池田福祉課長

新規ではなくて引き続き相談をされているということでございます。

○和気委員

事業費 1200 万円を 5,000 円で割って大体 2,000 円ぐらい1件なるということではあるのでしょうか。そういうことじゃないんですか。

○池田福祉課長

相談支援事業の事業費の算出方法なんですけれども、相談支援事業は4事業所ございましてその委託料でなるんですけれども、その委託料の積算根拠となる数字が前年の実績数値で算出しておりますので、1件当たり幾らとかいうような計算方法ではないかと思えます。

○和気委員

令和元年度より若干相談人数が減ってるんですが、これはコロナの影響とかいうことではないのでしょうか。特別な理由はありませんか。

○池田福祉課長

この地域生活支援事業全体で申しますと、日中一時支援、これが日中の活動ですとか訓練とかそういった支援で、わかりやすく言うとデイサービスの的なものなんですけれども、これらについては利用控えがあったということで減っております。移動支援事業というのがございますけれども、これは社会生活上必要不可欠な外出支援ということですので、これらには利用の控えはなかったかなということなんです。相談支援事業も、コロナ禍の中においても特段障害福祉サービス全体で利用が減ったということが余りございませんでしたので、相談支援事業が少し減ったというのが、コロナの影響ではないのではないかと思っております。

○中村班長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

ないようでしたら私も通告しておりますので、事業内容の中の訪問入浴サービス事業というのがありますが、私もちょうどあるところでの事業を実施されておるところで行き当たったことがあるんですけれども、自動車が来て入浴をされてもらっておられる方がおられたんですけども、これは初めて私も見たんですけども、実際西予市ではどういふように運用されておられるのか、その辺簡単に説明願ったらと思えますが。

○池田福祉課長

今おっしゃったとおり、家庭において入浴が困難な身体障がい者に対して、移動入浴車による訪問入浴サービスということでございます。介護保険等では非常に多く利用されてる方がいらっしゃるのではないかなと思うんですけども、障害福祉サービスのこの事業においては、今利用者は1名となっております、令和2年度から利用される方が出てきたということで実績が上がっております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「福祉避難所機能強化整備促進事業」について担当課長の説明を求めます。

○池田福祉課長

次に、成果報告書 73 ページ、福祉避難所機能強化整備促進事業を御覧ください。決算書は 127 ページ、128 ページになります。

この事業は福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した各福祉施設に福祉避難所を開設するために必要な備品等を市が購入し、各指定福祉避難所へ配置し、機能の充実を図るものでございます。

指定福祉避難所が有効に機能するための物資を事前に整備することにより、地域における災害時の要配慮者支援体制を強化し、指定福祉避難所においてはより実効性の高い避難開設訓練を実施することで、福祉避難所の機能の充実を図ることができております。

また、この事業は愛媛県が平成 29 年度から愛媛県福祉避難所機能強化整備促進事業として取り組んでおる事業の一つで、市としましても積極的にこの補助金を活用し、今後も継続して福祉避難所の機能強化整備促進に努めてまいりたいと考えております。

以上で、福祉避難所機能強化整備促進事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○和気委員

これを利用される方、いわゆる要支援者と言われる方、以前調査中だと、どれくらいおられるのかということやったんですが、もう大体その要支援者の数とか実態はわかった状況ですか。

○池田福祉課長

現在 17 カ所の福祉避難所設置をしております、受入可能人数は 325 名程度ということになっております。ただし対象者はそれ以上ということが明らかですので、今避難行動要支援者の個別計画というのを策定しております、その中で実際に個別計画を策定される方の中でも一般の避難所で対応できる方もいらっしゃるわけなんですけれども、個別の計画の策定の中で実際に福祉避難所が必要だと思われる方を今実際に整理をしている途中でございます。

○和気委員

途中ということですが、これは大体あなたはここですよ、この施設に避難するんですよということは計画の中で決めていくということですかね。どこでもいいというわけではないですよ。

○池田福祉課長

個別計画の中では、福祉避難所であれば、誰々さんはこちらですねということで決めていく形になります。

○和気委員

令和2年度の決算 74 万円ですか、これは具体的にどのようなものを整備されたのかお聞きいたします。

○池田福祉課長

令和2年度の整備の状況でございますけども、ケアハウスれんげ、ケアハウスはまゆう、松葉学園、つくし苑、この4カ所に整備をいたしました。整備は、備品ですとか消耗品とか、たくさんの品目を予算の範囲内ですけれども整備をしたんですが、備品であればコードリールですとか防災かまどセット、それから防災用のLED投光器、こういったものを整備いたしました。消耗品であれば防災用のウェットタオルですとか、使い捨ての食器とか、エコ毛布、そういったものを整備させていただいております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○和気委員

ついでに大体どの程度、今年度中で対象が全部当たることができるのか、そこら辺の見通しはど

うでしょうか。

○池田福祉課長

先ほど申しました 17 カ所については一通り整備は済んでおります。ただし、今後また備蓄品の入替えとか、新たに整備が必要になってくるものがあると思われますので、計画的に順次整備をしていきたいと思っております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「地域共生型交流拠点施設管理運営事業」について、担当課長の説明を求めます。

○池田福祉課長

次に、決算書 131 ページ、132 ページの地域共生型交流拠点施設管理運営事業について御説明申し上げます。

地域共生型交流拠点施設なごみかんは、地元の農林水産物の販売や障がい者の就労支援、運動を通じた健康づくりを促進する複合的な地域共生型交流拠点施設として、令和 2 年 6 月 1 日に正式にオープンをいたしました。施設の運営に関しましては、福祉の推進、また地域貢献の観点も含め、民間のノウハウを最大限に生かすため、市内の社会福祉法人を指定管理者として指定いたしております。

令和 2 年度に施設管理運営事業として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、非接触型でキャッシュレス決済もでき、商品管理のしやすいバーコード管理のレジスターを整備いたしました。このことにより、施設職員はもとより来館者の安全を確保するとともに、特産品コーナーのにぎわいの創出にもつなげられました。

今後も指定管理者と連携し、暮らしにも地域にも豊かさを生み、誰もが活躍できる地域共生社会の実現のため、より効果的に運営することといたしております。以上でございます。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○二宮委員

西予総合福祉会に管理運営をしていただいております

らんですけれども、パン工房に来ていただいている障がい者の方、その方の収入が幾らなのかというのと、西予総合福祉会のほかの場所で働かれている人との差があるのかどうかという点ちょっと伺いたしたいと思います。

○池田福祉課長

なごみ館のパン工房で働く方、なごみ館の中で清掃業務とか販売の補助をするスタッフということで、B 型就労支援事業所ということでやらせていただいておりますけれども、私も市内の事業所いろいろと B 型のところを調べさせていただいて、回答がないところもあるんですが、なごみ館の場合は日給制をとっておられるようで、パン工房であれば日給 1,500 円、物品販売であれば 1,000 円ということの日給を設定しております、月額平均工賃が 4 万 1543 円ということで、1 日平均 3.6 人の方が就労されているということです。

ほかのいつとき館になるんですけれども、それの比較ということで、私もデータをいただきたいなと思ってお声掛けしているんですが、いつとき館からは返事がなかったんですが、昨年いただいた実績にはなるんですけれども、いつとき館も日給制とか半日制で、農業であれば 1 日 500 円とか洗車が 1,000 円、松葉学園の厨房補助であれば日給 2,000 円とかいう設定、福祉会さん自体が時給ではなくて大体日給制、半日給という形でされております。

○中村敬治班長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「障害者総合支援給付事業」について、担当課長の説明を求めます。

○池田福祉課長

次に、決算書 135 ページ、136 ページの障害者総合支援給付事業を御覧ください。

この事業は障がいのある方からの申請に基づき、障がい程度や勘案すべき事項を踏まえ、障害福祉サービスの決定、サービス提供事業者との個別契約給付費の支払いといった、個人に合った一連の障害福祉サービスを提供するものでございます。

障がいを持たれている方の多くは地域での生活を希望されており、本サービスの利用者の増加に伴い給付費も年々増加傾向にありますけれども、

障がいの有無にかかわらず地域で安心して暮らせることは非常に重要なことであり、サービスを利用し障がい者の能力や適性に応じた自立した生活を営むことができるよう支援することが重要であると考えております。

事業の評価及び今後の方向性ですが、障害福祉サービスを利用することで、障がい者がその能力や適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができ、障害福祉に寄与しております。今後も個々に応じた必要なサービスが適正に利用できるよう関係機関と連携を深め、支援の充実を図っていきたくと考えております。

なお、3121万8367円の不用額が生じておりまして、3月補正で最大値の想定で給付費を増額いたしました。見込みより実績請求が少なかったためでございます。

以上で、障害者総合支援給付事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村敬治班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○和気委員

実は八幡浜の議員から、八幡浜より西予市が非常にこの事業については進んでおると、規模が大きいと聞かれてお伺いするんですが、これからの見通しはどうなんでしょうかね、事業所が増えていくとか、そういった見通しは立てておられますか。

○池田福祉課長

まず事業所ですけれども、恐らく増えていくのではないかなと思っております。やはり障害福祉サービスのニーズが非常に高まっておりますので、係に市外の事業者さんからの電話とか、参入の機会を伺っているような、西予市の現状どうかというような電話もかかって来ておりますので、ニーズもちろんありますので増えていくのではないかなとは思っておるんですけれども、給付費についても非常に年々増加をしております。障害者手帳を持たれる方の人数自体はほぼ減少傾向と言ってよいのではないかなと思っておるんですけれども、精神障がい者の障がいに対する認知とかが広まっておりますので、手帳を取得してサービスを受けられる方も増えてきているので、精神障がいについては手帳を持たれる方が増えておるん

ですけれども、身体障がい者と療育手帳、知的障がい者の手帳を持たれる方は人口減少に伴って減っているのではないかなと思います。

ただし、この給付費についてはもう右肩上がり、年々増えております。やはり障がい者の方自身の高齢化であったり、親御さんが亡くなったりとかすることでサービスを使う量が増えてくる場合がございます。どうしても、今まではこれだけのサービスでよかったんですけども、お父さんお母さんが亡くなったので手ももっと要るようになったとか、御本人が加齢に伴って障がいもちょっと程度が進むとか、そういったことでサービスの量も増えていくのではないかなと思ってます。また、それと加えて、地域でも障がい者に対しての理解が広まったことで、そういったサービスが充実してきているというような状況でございます。

○和気委員

以前はほとんどこういうサービス利用するときは施設ばかりだったと思うんですけど、この法律が変わってこういうふう新しい事業ができて、障がいを持つてる人も自分の行き先を自分で決められるという状況になって、私非常にいいんじゃないかなと思っておりますが、いずれにしても社会で障がいを持つてる人も生活ができるという方向でこれからも進めていってほしいと思います。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○二宮委員

ちょうど今日の愛媛新聞に載ったんですけども、障がい者の認定取消しというようなことが何か全国的に自治体によって差があるんじゃないかというふうな記事が今日の新聞に載ってました。なかなか認定そのものが、特に精神障がいの方とかいうのはお医者さんの診断書次第の書き方であったりならなかったりということで、今までもあったことあるんですけども、西予市の中でそういうふうな取消しみたいな案件があるのかどうか知っている範囲でいいんですけどもお伺いをいたします。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時55分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午前11時56分)

○池田福祉課長

障害者手帳の取消しということだと思いますけれども、定期的に更新しております。医師の意見書をもって県に進達して判断を仰ぐわけなんですけれども、やりとりを見てると、ここの部分どうなんでしょうかというような、県から返ってきて、また改めて医師に意見を問うというようなこともございますし、それを踏まえて、今までは手帳を保持する障がい程度であったけれども、もうそれに達していないという判断というのもあります。その辺りはしっかりとまた県ともやりとりさせていただいて、しかるべき判定が出るように、こちらでも管理していただきたいと思っております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○中村班長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時58分)

【子育て支援課】

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後0時56分)

次に、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分についてを議題といたします。

まず、歳入について担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

それでは、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分につきまして決算書に基づき、歳入の御説明をさせていただきます。

一般会計決算書の23ページと24ページを御覧ください。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金、収入未済額とい

たしまして149万5680円でございます。

内訳としまして、公立保育所保護者負担金、これは保育料です、過年度分を含む未納分52万8700円、私立保育所保護者負担金、過年度分を含む未納金92万8130円、公立保育所等給食費保護者負担金、過年度分を含む2万3450円、認定こども園給食費保護者負担金4,400円、延長保育保護者負担金(過年度分)1万1000円となっております。それぞれの保護者負担金滞納者は、公立で16世帯、私立14世帯です。過年度にわたり未納が継続している方もあります。

滞納分につきましては、文書、電話連絡等による催促を繰り返し行うことや、保護者からの申出により児童手当から充当を行うことで、納入促進に努め、収納率向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

不納欠損7,390円につきましては、負担金を滞納している方との連絡がとれなくなり、消滅時効の適用を受けることになる5年を経過した分を不納欠損したものでございます。

次に、一般会計決算書の69ページと70ページを御覧ください。

19款諸収入、5項雑入、4目雑入、3節民生費雑入、収入未済額1316万5324円のうち、子育て支援課所管分は57万3780円でございます。

内容としましては、児童扶養手当受給者が、障害年金の受給要件を満たし、受給開始に伴い、児童扶養手当の喪失手続を怠っていたため、二重に受給していた児童扶養手当の返還金となります。未納者には納付書を送付し、定期的に分割納付いただいております。

以上で、子育て支援課所管分の歳入について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○二宮委員

決算書24ページの保育料の未入に関してですが、今説明があった金額、または公立、私立の件数とここ昨年とか一昨年とかと比べて、そういう移動があるのかどうか、コロナの影響があるのかどうかかというところをお伺いいたします。

○宇都宮委員

未納分のうち、コロナの影響があって未納という話は聞いておりませんので、その影響はないと思っております。例年大体このぐらいでございます。

○中村班長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「社会福祉施設災害復旧事業」について担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

それでは子育て支援課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告がありました事務事業について、順に御説明させていただきます。

最初に社会福祉施設災害復旧事業について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書59ページの社会福祉施設災害復旧事業を御覧ください。決算書につきましては、309ページ、310ページの11款災害復旧費、5項社会福祉施設災害復旧費、2目社会福祉施設災害復旧費になります。

この事業は、平成30年7月豪雨により被災した野村保育所をより安全な場所へ移転新築するため、令和元年度から2カ年の継続費を設定し、令和2年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を活用した災害復旧事業でございます。新野村保育所は、平成30年7月豪雨による被災から2年を経て令和2年9月に完成し、同年11月から新園舎で子どもたちが元気に活動しております。市産材を使用した木造建築で、あたたかみがあり、明るく広々とした空間を備えており、保育所周辺には病院、消防署のほか、小学校や幼稚園、児童館、図書館といった教育文化施設が集まっており、子育て環境を総合的に支援する環境が整っております。

不用額につきましては、土地造成、建築、機械設備、電気工事に係る工事請負費及び工事監理に係る委託料の実績額が当初見込みを下回ったことにより、2カ年で1815万7274円の不用額が発生いたしました。

以上で、社会福祉施設災害復旧事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○二宮委員

野村保育所がまだ仮設のときの最後ぐらいだったと思うんですけど、保育所にパソコンを導入されて事務軽減をという話が当時あったと思うんですけど、ちょうど行ったときまだ導入したところで中身が入ってないんですよということで、保育所の人が言われよったんですけども、年数がたちまして、パソコンでの事務作業等がスムーズに、出席管理やったか何かそんなので使うんですよみたいな説明はあったんですけど、うまいこといってるのかどうか1点お伺いいたします。

○宇都宮子育て支援課長

ICTシステムで「コドモン」というものを使っております。園児さんの登降園、登園されたときにボタン押していただくと何時に登園したと、帰られるときにもボタンを押していただくか何時に帰られたということが分かるようなシステムが登降園システムだと思います。

その後職員と保育士等がいろいろ研究をしていただいて、保護者に対する文書等の連絡網であるとか、週案、月案の入力、今まで手書きでしていたものをパソコンによってできるように、事務の効率化ということで、日々、今もいろいろなことに取り組んでいただいております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

ないようでしたら私からお尋ねしますが、災害査定が当然あったわけですが、野村保育所の場合は、災害が大きいから机上査定ではない現地査定だと思いますが、どこから査定官は来たんですか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時06分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後1時08分)

○宇都宮子育て支援課長

査定は四国厚生支局から来ていただいております。

○中村班長

ほかに質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「放課後児童健全育成事業」について、担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

次に、放課後児童健全育成事業について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書60ページの放課後児童健全育成事業を御覧ください。決算書は143ページ、144ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費になります。

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の子どもたちに対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るものでございます。

令和2年度においては、社会福祉法人等の市内5事業者によって新規開設の1クラブを含む9クラブが事業を実施いたしました。5月時点で三瓶地区に3人の待機児童が発生しておりましたが、利用児童の退所等の理由により6月には解消しております。

新型コロナウイルス感染拡大による小学校の臨時休業等、放課後児童クラブでは、急遽平日の朝から子どもたちを預かる必要がございました。このため、開所するために必要な財政面での支援に加え、教育委員会と連携して、学校生活支援員を希望する放課後児童クラブに派遣し、受入体制の支援及び現場で働く放課後児童支援員等の負担軽減を図りました。

また、放課後児童クラブ利用者のうち、市民税非課税世帯を対象とした保護者負担金助成事業を開始し、子育て世帯の負担軽減を図っております。

近年の放課後児童クラブ利用者の傾向として、少子化により、市全体で児童数が減少している一方で、放課後児童クラブ利用者は増加している現状であったため、待機児童が増加しておりました。このため待機児童の解消を図るため、放課後児童クラブの新規開設及び施設整備を行っております。

皆田小学校区の児童を対象とした明下田クラブは、過去には下宇和保育園で実施しておりましたが、十分な活動スペースを確保することが困難となったため、令和元年4月からは、地域の理解を得て下宇和公民館の2階で実施しておりました。令和2年度に施設整備を実施し、令和3年3月から新しい専用の施設で現在活動しております。な

お、令和3年度、今年度には、中川小学校区等を対象とする放課後児童クラブの施設整備も計画し、受皿拡大による受入体制の充実に努めております。

放課後児童健全育成事業の実施に当たりましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置を講じるとともに、子どもたちにとって、より一層安全・安心な居場所の確保を推進してまいります。

不用額につきましては、一部のクラブで、当初の予定よりも利用者数が少なかったため、356万8949円の不用額が発生しました。

以上で、放課後児童健全育成事業の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○加藤委員

放課後児童クラブなんですけれども、宇和は前は4クラブあったと思うんですが、そのあと、てっぺん広場が開設されて、待機児童が減ったということは大変いいことだと思いますが、不用額が出てるのは356万円ですかね。てっぺん広場の定員に対して、利用者が少なかったからだと思うんですけれども、令和2年度でてっぺん広場の利用者数は何人であったのか、また今後どういう方向で増やしていられるのか。また、令和3年度は何人ぐらいの利用者の予定になってるかお聞きいたします。

○宇都宮子育て支援課長

令和2年度でてっぺん広場の利用人数は5名でございました。令和3年度、今年度ですけれども、5月1日時点でてっぺん広場の利用者数は22名ということになっております。

○加藤委員

昨年度5名で、今回22名になったということですから、あとの4クラブがあると思うんですけれども、そこに行ってた方がてっぺん広場に移られたような形になったんですか、それとも新たにいられたんですか。移られたわけじゃなくて、新規に入られた方なんですか、お伺いいたします。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時14分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後1時15分)

○宇都宮子育て支援課長

新規かどうかというのは、子育て支援課では把握できておりません。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○二宮委員

宇和町小学校の上の未来こども園の中にあるところですね。あそこが以前視察行かしていただいたときに人数オーバーというか、こども園のホールをお借りして何かされとったりというふうなことも聞いたんですけども、今のてっぺん広場ができたことで、多少余裕ができたのかどうか。また、できてないのであれば、今密がいけんという時期なので施設を何とかこうもう少し、何かの方法がないのかどうかお伺いをいたします。

○宇都宮子育て支援課長

なかよしクラブのことだと思うんですけど、定員40名に対して令和2年度は35名利用されております。今年度につきましても、定員40名に40名ということで、密になるほど狭くてきついという感じではないと思います。やっぱりてっぺん広場ができたので、そちらのほうで少し緩和されたんじゃないかなというふうに考えております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「子育て支援センター事業」について、担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

次に、子育て支援センター事業について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書60ページ、子育て支援センター事業を御覧ください。決算書は143ページ、144ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費になります。

この事業は、国・県子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づく、地域子ども・子育て支援事業として、市内の社会福祉法人2法人が宇和町と三瓶町でそれぞれ運営する子育て支援拠点事業所と西予市が設置する宇和児童館の合計3カ所において事業を実施するものです。

近年の少子化や核家族、地域社会のつながりの希薄化等、子どもや子育ての環境が大きく変化し

ている中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感、不安感が増大している現状があります。

そこで、本事業は子育てに関する相談の場や子育て親子の交流の場を提供することで、育児疲れや孤独感、子育ての不安感を緩和するとともに子どもの健やかな育ちを支援することを目的とし、地域の子育て支援の充実を図るため、実施しているところです。

市内子育て支援拠点センター3施設では、地域の子育て支援拠点として、乳幼児から児童及びその保護者等が相互の交流の場として、子育ての相談、情報の提供や助言を行っており、令和2年度の年間利用者数は4,293人、子育て相談件数は99件です。各施設で親子クッキング教室等を開催し、子育て親子の交流の場を提供する計画でありましたが、新型コロナウイルスの影響による閉館等で利用者数は大幅に減少いたしております。

妊婦から3歳児までの子育て世代やその御家族等を対象としたせいよ子育て応援LINEによる子育て情報の発信は、胎児からの成長過程に応じた情報をわかりやすく、タイムリーに提供しており、不安解消や楽しい育児への支援につながっていることととらえております。

この事業の財源といたしましては、事業費に対し、国・県が各3分の1の補助となっております。

以上で、子育て支援センター事業の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○二宮委員

今御説明いただいたように、本当に必要な事業だし、いい事業だと思っております。今、近年のニュース見よってもいまだに子育てに悩んでいるような事件、事故等が起こっているという状況の中で、ますますニーズも高まってくると思うんですけども、今の三瓶、宇和というのは、本当にいいなと思うんですが、残りの明浜、城川、野村等に関しては同じような事業を進めていくような計画等はあるんでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

宇和と三瓶にはございますけど、明浜、城川、野村が今ございませんので、その辺をどういうふ

うに対応といえますか、その方々も利用できるような施策はないかというふうなことで、今子育て支援課で内部協議はしているところでございますが、まだ計画にはできていない状態です。

○二宮委員

ぜひ早めに全市全体でできるようにお願いいたします。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「子育て応援券交付事業」について、担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

次に、子育て応援券交付事業について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書61ページの子育て応援券交付事業を御覧ください。決算書は145ページ、146ページになります。

この事業は、少子化対策の一環として子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを育てる環境の整備を図るため西予市子育て応援券交付事業実施要綱に基づき、満1歳未満の乳児を対象に、ひと月3,000円、最高3万6000円の子育て応援券を交付し、市内の22件の指定店で子育て用品を購入できる事業です。

令和2年度実績は、交付人数171人、交付枚数1,992枚、交付金額597万6000円となっております。各店舗からの西予市への請求実績は請求枚数2,086枚、請求金額625万8000円、令和2年度交付分に対する応援券の使用率が62.7%となっております。

不用額につきましては、出生数の減少に伴い、202万5250円の不用額が発生いたしました。事業は確実に執行済みで住民サービスへの影響はございません。この事業の財源といたしましては、ふるさと応援基金640万4000円を充当しております。

以上で、子育て応援券交付事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○二宮委員

使用率62.7%ということだったんですけども、令和元年度が事業費837万1000円で、率としては同じなんでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

令和元年度実績が62.9%ですので、大体同じぐらいだと思います。

出生から1年なので交付した数と使われた数に若干差が出てますので、大体6割程度は使っていたという感じだと思います。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○信宮委員

応援券の使用率は出てるんですけども、この交付の仕方が、申請して交付されるものなのか、生まれた方はわかっていると思うんですけど、自動的に送付されるものなのか、お答え願いたいと思います。

○宇都宮子育て支援課長

この交付の方法につきましては、出生届等で手続に来られた方に市民課で御案内をいただいて、子育て支援課に来ていただいて申請書を出してもらったパターンと、何らかの都合でその日来れない方につきましては、後日またこちらが連絡したりして来ていただくと、1歳未満であれば転入の方も対象になりますので、転入手続に来られたときに御案内をして子育て支援課で申請をしていただくという方法になってます。

○信宮委員

それであれば、対象者になってる方はほぼ100%に行き渡っていると考えてよろしいですか。

○宇都宮子育て支援課長

全員に交付しております。

○中村班長

そのほか質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「愛顔の子育て応援事業」について、担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

次に、愛顔の子育て応援事業について御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書62ページ、愛顔の子育て応援事業を御覧ください。決算書は145ページ、146ページになります。

この事業は、子どもを持ちたい人が安心して産み育てられることができる環境を整えるため、子育て世帯への経済的支援を行い、福祉の向上及び少子化対策を促進するとともに、あわせて地域経済の活性化に資することを目的とし、オール愛媛で取り組む事業です。

西予市愛顔の子育て応援事業実施要綱に基づき、令和2年4月1日以降に出生届等のあった第2子以降の子どもに1枚1,000円の50枚つづりの愛顔っ子応援券を交付し、市内の12の指定店で、県内3社指定の紙おむつを購入できる事業です。

令和2年度実績は、交付人数108人、交付枚数5,400枚、交付金額540万円となっております。各店舗からの請求実績は、請求枚数5,913枚、請求金額511万3000円、令和2年度交付分に対する応援券使用率は30.6%となっております。

不用額につきましては、出生数の減少に伴い、57万4000円の不用額が発生しております。この事業も確実に執行済みで住民サービスへの影響はございません。

以上で、愛顔の子育て応援事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時30分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後1時32分)

質疑はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「ひとり親家庭医療費助成事業」について、担当課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

それでは、最後になりますけれどもひとり親医療費助成事業、新型コロナウイルス感染症対策事業(受付業務)について御説明させていただきます。

決算書149ページ、150ページの3款民生費、2項児童福祉費、3目母子福祉費になります。

ひとり親医療費助成事業は、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進に寄与するとともに経済的負担の軽減を図るため、所得税非課税世帯のひとり親家庭の親、または児童が、医療機関等におい

て保険診療を受けた場合、その自己負担相当額を助成する事業です。

ひとり親家庭医療費の助成を受けることができる者の受給者証は毎年7月1日に更新することになっており、所得税の課税の有無を確認するとともに、婚姻等により資格要件を欠くようになっていないか、十分本人から聴取を行い、受給者証を交付することとなっております。

令和2年度の更新申請につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、本庁、または各支所の窓口での更新申請を郵送による更新申請も可能とした受付業務を実施いたしました。この郵送による受付業務で、対象世帯252世帯に対して、郵送での更新申請は160件であり、63.5%の方が郵送による申請手続きをしていただき、人と人との接触を抑えることができ感染予防につながったところでございます。

この受付業務の決算額は18万3265円で印刷製本費と郵券料になっております。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を全額充当しております。

以上で、西予市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、子育て支援課所管分の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時36分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後1時38分)

質疑はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○中村班長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時38分)

【長寿介護課】

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後1時41分)

次に、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分についてを議題といたします。

まず歳入について担当課長の説明を求めます。

○宇都宮長寿介護課長

それでは初めに、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分につきまして、決算書に基づき歳入の御説明をさせていただきます。

決算書の23ページ、24ページを御覧ください。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金、収入未済額が3万6000円となっております。

これは養護老人ホーム入所者の扶養義務者に係る措置費用負担金でございます。詳細は1件、月額4,500円の8カ月分となっております。

未納者とは納付相談を行い、現在納付計画に基づき分納していただいております。

以上で長寿介護課所管分歳入についての説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

○中村班長

次に、通告事業「老人保護措置事業」について担当課長の説明を求めます。

○宇都宮長寿介護課長

それでは、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分につきまして、主要な施策の成果報告書及び決算書に基づき、事前に通告のありました事務事業について御説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書71ページの老人保護措置事業を御覧ください。決算書は131ページ、

132ページの3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費になります。

老人保護措置事業は、老人福祉法第11条の規定に基づき、65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な方が、必要に応じて養護老人ホームに入所することで、安心して自立した生活を送っていただくことを目的としております。入所に当たりましては、入所申請書に基づき、養護老人ホーム入所判定委員会を開催します。委員会では、入所の要否判定及び入所順位の決定、また、既入所者の入所措置継続の要否判定を行っております。入所措置施設への措置費の支出及び措置入所者の入所者負担金等の徴収義務は、長寿介護課担当職員が行っております。

また、不用額が約220万円生じておりますが、執行率は99.2%と高く、入所や退所の時期による実績から生じたものでございます。

事業の評価及び今後の方向性ですが、養護老人ホームにおける入所定員に係る充足率は、おおむね100%であり、社会福祉法人による適切な運営がなされて、安心・安全な生活につながっていると評価するとともに、今後も事業継続が望ましいと考えております。

以上で、老人保護措置事業の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

老人ホームが民営化になったということで、入居待ちの方がたくさんおられると思うんですけども、そういうところの審査に市として関わるのか、今の民間法人にお任せなのか、お伺いをいたします。

○宇都宮長寿介護課長

審査に当たりましては行政職員、藤井部長が参加しておりますが、入所判定委員会の判定をもとに順位等を決定しております。また、8月末現在で市内の養護老人ホーム三楽園の待機者が10名、城川にあります奥伊予荘の待機者は18名、大体1年間に一度は順番が回ってくるというような流れになっております。

○二宮委員

ありがとうございました。

ここに書いてある市外施設への措置者2人というのは、八幡浜の施設ということですか。

○宇都宮長寿介護課長

現在2名の市外への入所者がありますけれども、1名が松山市の権現荘、愛媛県盲老人ホームというところですね、もう1件が高知県高岡郡日高村にありますくすのき荘というところに1名が入所しております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「緊急通報事業」について、担当課長の説明を求めます。

○宇都宮長寿介護課長

続きまして、71ページの緊急通報事業を御覧ください。決算書は133ページ、134ページになります。

緊急通報事業は、市内に住所を有するひとり暮らしの満65歳以上の高齢者及び重度の身体障がいのある方に緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害などの救急時に迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進に寄与することを目的としております。

利用に当たりましては、申請時に親族や御近所にお住まいの協力員3名と地域の民生委員を登録していただく必要がございます。

通報装置の設置は委託業者が行い、電話機型の通報装置と身につけることができる無線ペンダントを貸与いたします。利用者が緊急時に装置のボタンを押すと緊急通報受信センターの24時間対応しております専任オペレーターにつながります。オペレーターは登録された親族、協力員、民生委員への連絡や、緊急の場合には、消防署等に直接通報する仕組みとなっております。

事業の評価及び今後の方向性ですが、独居高齢者が増加する中、定期的な見守りにより、孤独死に対する不安を解消し、安心して在宅生活を送ることができること、また、協力員を置くことで、地域の見守り体制を強化するものと評価するとともに、事業継続が望ましいと考えております。

以上で、緊急通報事業の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

利用者の状況はあまり変わっていないということで一安心ではございますけれども、実績評価に書いてあるように、利用者は年々減少しており、要因として、携帯電話の普及や地域によっては協力者の確保が困難というふうなことが載っておりますけれども、今のこの緊急通報事業、いろんな方法がとられてる自治体があると思うんですけども、そういうところの研究というのはされてるんでしょうか。

○宇都宮長寿介護課長

現在、固定電話に限らずスマートフォンでも登録ができるように、今年度中にそういったスマートフォンの利用ができるように、要綱等の整備を進めているところでございます。

○二宮委員

今の件ですけれども、他自治体で進んでるところはたくさんあると思いますので、ぜひまた研究して、利便性が進むようお願いしたいと思います。

○宇都宮長寿介護課長

県内問わず、全国の実施状況も踏まえながら研究協議させていただいて、西予市に合った通報装置事業を展開していくよう努めてまいります。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業「高齢者路線バス利用補助事業」について、担当課長の説明を求めます。

○宇都宮長寿介護課長

それでは最後になりますけれども72ページの高齢者路線バス利用補助事業を御覧ください。決算書は同じく133ページ、134ページになります。

高齢者路線バス利用補助事業は、通院及び買物等の交通手段として、公共路線バスを利用する高齢者に対して、運賃を助成することにより、高齢者の負担軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的としております。

事業内容は、市内に住所を有する満70歳以上の高齢者を対象に、運賃の2分の1を助成するため、西予市高齢者路線バス利用助成券を交付するもの

でございます。ただし、乗車1回の運賃の金額が250円以下の場合には助成の対象となりません。助成券は1冊36枚つづりで、1人につき年間2冊まで交付いたします。また、対象となる路線は、公共路線バスの西予市区域内としており、市外は助成対象外となります。

事業の評価及び今後の方向性ですが、申請者数と利用回数は減少傾向にございますが、高齢者の通院や買物支援につながっていると評価するとともに、事業継続が望ましいと考えております。

以上で、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算書の認定について」長寿介護課所管分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

申請者が年々減ってきているということで、人口減少というか、自然減というのは仕方ないのかもしれないんですけども、事業が始まってもう5年ぐらいたちまして、新たに70歳になった人全てに周知できていない部分があるんじゃないかなと。広報等でももちろん出されると思うんですけども、そういうところも何人かに聞いたら知らんという方も結構ありましたので、その後、そういう工夫をする必要があるんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○宇都宮長寿介護課長

現在広報紙やホームページの掲載、公民館などでのポスターの掲示や包括支援センターで作成しています高齢者サービスガイドブック、こういった形で周知をさせていただいております。

おっしゃるとおり周知不足があるところもございますので、また今後老人クラブ等への周知も行いながら、広く制度の周知に働きかけを行っていききたいと思います。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○竹崎副班長

1点目ですが、事業の内容のところの説明の補助内容のところ書かれているんですけど、市内区域限定、これは当然のことだと思う。その市外分は補助対象外とありますが、一例で恐縮です。

三瓶発で八幡浜市立病院へ行く場合は片道多分500円ぐらいを超えらると思うんだけど、その場合横平の手前までの料金は、例えば260円以内なのかどうかさえ知らずに質問して申し訳ないんだけど、要は、八幡浜市立病院へ利用する場合は途中まででも補助対象になるのかならんのか、これが1点。

それから、もう1点は、市民病院を利用しよる方です。とても助かっているというありがたい声をいただいたんですが、今度は逆にそれがクレームになりまして、帰りの便が午後2時までないと。だから今度それをよう待たんのタクシーを使ったら何千円かかると。これを何とかしてもらわんと利用者としてはもうとても困ると。これをぐさつと言われてしまう。最初お礼を言われたのでよかったですと思ってたら、切り返しがありまして。だから、同じこの高齢者路線バス利用者を促進、増進、増やしていこうということならば、やっぱり利用者の利便性も考えた上でやるべきだし、その辺のところ2点お尋ねします。

○宇都宮長寿介護課長

1点目の市外への例えば八幡浜まで行ったときの市内料金が250円を超えている場合の助成についてですけども、現在手持ち資料がございません。後ほど詳しくそこは調べさせていただいて、報告させていただいたらと思います。

2点目の利便性のといった問題でございますけども、生活交通バス等がございます。そういった形のほかの公共バス等の利便性も整合性を図りながら、交通弱者を中心とする、市民の日常生活に即しました公共輸送手段の確保が市の取組でございますので、そういったところもあわせて、この事業も検討させていただいたらと思います。

○竹崎副班長

70歳を過ぎた私よりまだ上の方だったので、その方は不安で車をやめたんだそうです。そうしたところは大変困っていると、逆にやめなきゃよかったというぐらいのこと言われる。これは本当に気の毒としか言いようがないので、ぜひこの辺りを早急に検討させていただいて、住民にとって本当にありがたいという政策を進めていただきたいと思います。

○中村班長

ほかに質疑は。

○宇都宮委員

竹崎委員が言われたことと全く同じになるんですが、明浜の場合でも市外が対象にならんということであれば、例えば高山から俵津で降りたって何も役に立たんのですが、買物を目的に実際書いてるので、せっかくこういう事業があるのであればもう少し、例えば、さっきは三瓶が八幡浜へ行く場合も一緒です。明浜の場合は宇和島まで行くのが、病院にしたって買物にしたって一緒なので、それを対象外にすると全く機能しないので。どうせつくるのであれば、そこら辺までもう少し考え直してもらってやらないと、これ何のための事業ですかというふうに多分海岸部、城川でも多分一緒だと思うんですが、城川でも宇和島行くことが多い。例えば病院だけに限定していうのであれば、例えば西予市民病院へ行くための助成なら分かるんですが、ここに買物と書いてるので、それであれば、もう少し内容を精査してもらわないと、実際制度があるけど、例えば高山から俵津までしかならんというのであれば全く機能しないので、もう少し精査をお願いしたいなと思います。

○宇都宮長寿介護課長

そういった市外の方への助成につきまして手元に資料ございませんので、先ほどの御質問の内容と一部重複するところがあると思いますけど、市外へ行く場合、市内での交通料金が250円を超えている場合助成する、していなければ助成する方向で今後検討していきたいと思っております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

○加藤委員

利用券申請者数なんですけれども、令和2年度821人となっておりますが、地域内訳を教えてくださいませんか。西予市の地域でどれぐらいずつだったのか。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時02分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後2時03分)

○宇都宮長寿介護課長

地区別の詳細の人数ですけれども後ほどを調査して報告させていただきたいと思っております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○中村班長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第5号「令和2年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○宇都宮長寿介護課長

それでは、認定第5号「令和2年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」主要な施策の成果報告書及び西予市介護保険特別会計歳入歳出決算書に基づき、御説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書116ページを御覧ください。

1. 財政状況、決算規模と決算収支でございますが、令和2年度の決算規模は、歳入61億3097万5000円、歳出60億7399万3000円となっております。歳入と歳出の差額、形式収支額は5698万2000円でございます。これは、前年度と比較しまして4518万1000円の増額となっております。

次に、歳入歳出決算の状況でございますが、

第1-2表、歳入におきましては、科目の1保険料、4国庫支出金、5県支出金、6支払基金交付金が介護保険事業の主な財源となっております。

保険料は、65歳以上の第1号被保険者に関わる介護保険料になります。国庫支出金及び県支出金は、介護給付費や地域支援事業に対する負担金及び補助金でございます。支払基金とは、社会保険診療報酬支払基金のことで、主に診療報酬の審査、支払いを行う機関ですが、介護保険に関わる費用徴収も行っております。40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料は、社保や国保など、各医療保険者から介護納付金として支払基金に納められ、介護給付費や地域支援事業に係る必要額を介護保険者である市町村へ交付される仕組みとなっております。

介護保険事業の財源は、自己負担金を除いた事

業のうち、保険料が50%、公費負担が50%となっております。保険料分50%の内訳は、65歳以上の第1号被保険者分が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者分が27%となっております。

この負担割合は、3年に一度、全国の人口比率に基づいて政令で定められています。また、公費負担分50%に当たる国・県・市それぞれの負担率は、サービス給付や事業の種別に応じて定められています。

次に、科目8繰入金でございますが、これは市の公費負担や一般管理費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

その内訳は、下段の表、一般会計繰入金の状況に記載しております。

低所得者保険料軽減事業分が、前年度と比較しまして4259万5000円増加しておりますが、これは消費税及び地方消費税の10%引上げに伴い、軽減が拡充されたことにより増加したものでございます。歳入決算額61億3097万5000円は、前年度と比較して、1億2473万9000円の増額となっております。

続きまして、117ページの歳出欄を御覧ください。

歳出決算額は60億7399万3000円で、前年度と比較して7955万8000円の増額となっております。

その要因として、歳出の93.8%を占める保険給付費が、前年度と比較しますと1億5077万9000円増額しております。

介護給付費等の推移ですが、グラフのとおり、介護給付費等は、平成28年度以降増加しておりますが、令和2年度の地域支援事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を縮小または中止としたことから減少しております。

続きまして、3. 保険料の収納状況でございますが、第1-3表のとおり、普通徴収におきましては、電話や訪問による納付相談を行うことで収納率は年々向上しております。今後も介護保険制度の周知を図り、適正収納に努めてまいります。

続きまして、118ページを御覧ください。

被保険者数や要介護、要支援の認定者数の概要と推移を記載しております。

第1号被保険者は、介護保険料の所得段階別に9段階で記載しております。認定者数を見ますと、第1号被保険者では、要支援1から要介護2までの比較的軽度な方が全体の61.5%で、前年と比較

しますと0.1%低くなっております。

続きまして、119ページを御覧ください。

サービス費別の保険給付状況を記載しております。

支給額で見ますと、在宅サービス費が全体の約56.1%を占めておりますが、前年度より0.6%減少しております。また、施設サービス費は全体の36.8%で、前年度より0.5%増加しております。在宅サービスのうち、訪問通所サービスでは、通所介護デイサービスの普及費が54.3%を占めており、その他単品サービスでは、認知症対応型共同生活介護グループホームの給付費が48.0%を占めております。

続きまして、120ページを御覧ください。

地域支援事業実施状況を記載しております。

地域支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を縮小または中止となった事業も多く、昨年度と比較しますと、事業費で1600万8980円減少しております。

次に、121ページを御覧ください。

地域包括プラン数年次推移を掲載しております。

グラフを見ますと、平成28年度から、訪問介護、通所介護が総合事業介護予防日常生活支援総合事業に移行したことにより、ケアマネジメント件数が増加する中、包括が作成するプラン数は減少し、委託数が増加しております。

続きまして、西予市特別会計歳入歳出決算書84ページ、85ページをお開きください。

西予市介護保険特別会計歳入歳出決算書、歳入、1款保険料、1項介護保険料、85ページの不納欠損額は393万1265円となっております。

これは法に基づき時効となった未納分を不納欠損したものでございます。前年度と比較しますと144万691円減少しております。

また、収入未済額は1315万737円となっておりますが、転出や死亡による還付未済額が55万5757円生じておりますので、令和3年度への滞納繰越金額は、現年度、過年度合わせて延べ275人、1370万6494円となります。前年度と比較しますと、延べ39名、77万6896円減少しております。

続きまして、10款諸収入、4項雑入、収入未済額734万円ですが、これは介護老人保健施設における不正利得を返還計画に基づいて徴収しているものでございます。

以上で、認定第5号「令和2年度西予市介護保

険特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○中村班長

担当課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第5号「令和2年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村班長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時16分）

【医療介護部】

【医療対策室】

○中村班長

再開を告げる。（再開 午後2時26分）

山岡医療介護部長に挨拶を促す。

○山岡医療介護部長

挨拶を行う。

○中村班長

ありがとうございました。

次に、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分についてを議題といたします。

通告事業「巡回診療車運営事業」について、担当室長の説明を求めます。

○亀岡医療対策室長

それでは、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分について御説明させていただきます。

歳入の収入未済額、不納欠損はございませんので、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のありました事務事業につきまして御説明させていただきます。

決算書159ページ、巡回診療車運営事業を御覧ください。成果報告書につきましては68ページ

となっております。

この巡回診療車運営事業につきましては、平成30年7月末に廃止となりました野村町惣川診療所と城川町遊子川診療所の代替としまして、惣川地区では週2回、月曜日と水曜日ですが、遊子川地区では週1回、診療時間午後2時から4時までのサイクルで、巡回診療車による診療を行います。

市が事業実施主体となりまして、事業実施は市立野村病院が行っております。事業に係る経費を市が負担する事業となっておりますところでございます。

令和2年度の支出につきましては、移動診療車運営負担金88万8593円となっております。

不用額が88万6407円出ておりますが、事業は順調に執行できており、住民サービスへの影響はございません。

この事業の評価につきましては、運営評価委員会を設置し、おおむね計画どおりに事業が実施されていることを確認いただいておりますが、今後の患者数減少に見合った診療回数等について検討を進めていきたいと考えております。

引き続き、利用者の声を取り入れ、住民に利用しやすい診療車へと改良を加えながら、地域医療確保につなげていきたいと考えております。

以上で、認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分の説明を終わらせていただきます。御審議の上認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○中村班長

担当室長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

報告書の中の実績が88万9000円というふうになってるんですけど、令和元年の実績と大分差があるんですけど、事業実施は平成30年からなんですけど何か理由があるんですかね。

○亀岡医療対策室長

平成30年8月から始まりまして、令和元年度は1年間、そして令和2年度も1年間なんですけど、令和元年度と2年度と差がありますのは、人数的にも少し減ってはいるところではあるんですけど、高額な薬品等を使っておられる患者さんがおられまして、そういった関係で負担金は増えておるん

ですけど、実績としてそういう形になっておるところでございます。

○二宮委員

財源のその他という点についての御説明をお願いします。

○亀岡医療対策室長

その他の額につきましては、ふるさと納税の充当が当たっております。

○二宮委員

昨年の多分決算委員会でもお話ししたと思うんですけど、ほかの利用方法というか、この2カ所だけではなくて、せっかくの診療車なので利用方法を増やしたらいいんじゃないかという話をしたことあったと思うんですけども、そういう点についての検討はいかがでしょうか。

○亀岡医療対策室長

前回のときもそういった御意見いただいたわけなんですけど、西予市医師会との調整、そしてまた、この巡回診療車を走らせることができるのが無医地区、準無医地区に係る地区となっております、なかなか医師会の民業圧迫の点もありまして、そういったところでまだ新しい地区というところまでは検討できてない状況ではありますが、今後希望等そういったことがあれば、順次検討を重ねていきたいと考えております。

○中村班長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和2年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村班長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時34分)

【市民病院・野村病院】

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後2時35分)

次に、認定第10号「令和2年度西予市病院事

業会計決算の認定について」を議題といたします。
担当事務長の説明を求めます。

○大塚西予市民病院事務長

それでは、認定第10号「令和2年度西予市病院事業会計決算の認定について」の西予市民病院分の決算について説明をさせていただきます。

決算書の122ページをお開きください。

令和2年度の事業概要を報告いたします。

近年の医師及び看護師の不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いており、さらに新型コロナウイルス感染症の流行により、勤務環境、病院運営は一層厳しいものでありましたが、西予市民病院では内科、外科、整形外科、泌尿器科の常勤医師と、皮膚科、脳神経外科の非常勤医師、そして令和2年7月からは婦人科の非常勤医師による診療を行いました。

地域の中核医療機関及び二次救急医療機関としての役割を果たすことができたと考えております。また、内科医師が毎週水曜日に松野中央診療所へ支援診療に出向くなど、南予地域における僻地医療の維持にも引き続き協力を行っております。

続いて、130ページをお開きください。

年間の業務量でございます。一番下の合計欄を御覧ください。

入院については年間件数が3万598件でした。対前年度15.8%の減であり、5,758件の減であります。入院に係る診療報酬は11億3208万3071円でした。対前年度6.9%の減であり、8373万8167円減少しております。外来については件数が4万4221件でした。対前年度6.1%の減であり、2,859件の減であります。外来の診療報酬は5億7393万3439円、対前年度3.0%の減であり、1758万3340円減少しております。入院、外来合わせて17億601万6510円で、対前年度5.6%の減、1億132万1507円の減少となりました。

これは、内科において件数で9,277件減少、診療報酬で1億4993万1257円減少したことが大きく影響しています。新型コロナウイルス感染症の影響であると推測いたします。また、松山市からおいでいただく非常勤医師の外来診療を一時中止したため、脳神経外科の診療日数が半減いたしました。一方で、整形外科、泌尿器科においては、件数、診療報酬ともに増加しておる状況です。

続いて、150ページをお開きください。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の病院事業収益の決算額は 24 億 6943 万 2996 円で、対前年度 6.9%増加しております。内訳は、医業収入 6.1%減少し 18 億 272 万 7463 円、第 2 項医業外収益は 69%増加し 6 億 4843 万 3032 円、第 3 項特別利益は 1827 万 2501 円でございます。

第 1 項医業収益の減少理由は、さきに説明いたしました新型コロナウイルス感染症の影響によるものと推測いたします。一方、第 2 項医業外収益が 69%増加した理由ですが、新型コロナウイルスに係る国・県の補助金 1 億 1614 万 9613 円の収入があったこと及び令和 2 年度から一般会計負担金に不採算地区に所在する中核的な病院の機能を維持する経費を追加いただき、一般会計から 1 億 1233 万 9000 円の繰入金が増加したことによるものです。

これに対し、支出の病院事業費用の決算額は 25 億 826 万 2089 円で、対前年度 1%の増加となりました。内訳は、第 1 項医業費用が 0.8%増加し 23 億 6259 万 755 円、第 2 項医業外費用は 5.1%増加し 1 億 4385 万 378 円、第 3 項特別損失は 182 万 956 円でございます。収入、費用ともにスマイル保育園を含んだ金額でございます。

以上が決算報告書の収入及び支出の款項区分ごとの決算状況であります。全て消費税を含んだ決算額です。消費税を含まない実質的な 1 年間の収支の状況については損益計算書で御説明申し上げます。

125 ページ損益計算書をお開きください。

1. 医業収入は、入院収益 11 億 3208 万 3071 円、外来収益 5 億 7393 万 3439 円、その他医業収益 9183 万 3943 円で、合計 17 億 9785 万 453 円です。

2. 医業費用は (1) の給与費から (6) の研究研修費まで合計 23 億 2813 万 5722 円でございます。この 1. 医業収益と 2. 医業費用の差額、営業損失は 5 億 3028 万 5269 円となり、対前年度 32.5%増加となっております。

3. 医業外収益は (1) の受取利息及び配当金から (7) 事業所内保育・病児保育運営収益までの合計が 6 億 4773 万 6811 円です。

4. 医業外費用は (1) 支払利息及び企業債取扱諸費から (5) 事業所内保育・病児保育運営費の合計 1 億 7491 万 2975 円です。3 の医業外収益と 4 の医業外費用の差額が 4 億 7282 万 3836 円となり、医業収支での営業損失と合わせた経常損失

は 5746 万 1433 円となりました。

経常損失となっておりますが、前年度の経常損失と比較いたしますと、経常損失額は 67.8%減少しております。減少額は 1 億 2078 万 8558 円、経常損失が減少となっております。経常損失と特別利益、特別損失を合わせた令和 2 年度の純損失は 4099 万 9403 円となりました。当年度純損失は前年度と比較すると 76.5%の減少となっております。

これにより、当年度未処理欠損金は 10 億 9646 万 6223 円となりました。

1 の医業収益から 6 の特別損失までの詳細につきましては、決算書の 160 ページから 162 ページの収益明細書、費用明細書に掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

以上が、収益的収入及び支出、並びに損益計算書に関しての説明でございます。

次に、151 ページへお戻りください。

資本的収入及び支出の決算について御説明いたします。

第 1 款資本的収入の決算額は 5 億 2728 万 5298 円で、対前年度 266.7%の増加となりました。内訳は、第 1 項出資金 340 万円、第 2 項負担金及び交付金 1 億 2461 万 7798 円、第 3 項企業債 3 億 6220 万円、第 5 項補助金 3706 万 7500 円となっております。このうち、企業債が対前年度 734.6%と大きく増加しており、その理由は令和元年度からの継続事業である電子カルテシステムの更新事業、令和 2 年度の医療情報地域連携システム整備事業の 2 つの大型事業によるものでございます。

第 1 項出資金、第 2 項負担金及び交付金の内訳は 135 ページに掲載しており、第 3 項企業債については 144 ページに掲載しております。また、第 5 項の補助金は、新型コロナウイルス対策に係る国・県及び市補助金と地域医療情報ネットワークシステム整備に対する愛媛県の病床機能分化連携基盤整備事業補助金であります。

次に資本的支出でございます。

第 1 款資本的支出の決算額は 6 億 982 万 7411 円で、対前年度 155.5%増加となりました。その内訳は、第 1 項建設改良費 4 億 1239 万 8738 円でございますが、資本的収入で御説明いたしました電子カルテシステムの更新、医療情報地域連携システムの整備により対前年度 524%の増加となっております。

建設改良費の詳細は128ページに掲載しております。

第2項企業債償還金1億9502万8673円でございますが、この内訳は144ページに掲載しております。第3項投資240万円は、奨学金の貸付金でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額8254万2113円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上で、認定第10号「令和2年度西予市病院事業会計決算の認定について」のうち、西予市民病院分についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松末野村病院事務長

野村病院分について御説明させていただきます。決算書122ページをお開きください。

令和2年度の要点のみを御報告させていただきます。

野村病院におきましても、医療を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。そのような中、当院におきましては、内科医師1名が入職し常勤医師8名が確保できたものの、眼科、皮膚科、耳鼻科、心療内科は非常勤医師による診療を行いました。

続いて、123ページになりますが、平成30年度から運用を開始しております移動診療車による巡回診療は、惣川、遊子川地区において143日稼働し、延べ687人の利用となりました。また、当院に設置された愛媛大学地域医療学講座のサテライトセンターにおいて、84人の医学部学生を受入れ、さらに年間を通して6人の臨床研修医師を受入れており、当院で地域医療について研修を行っております。

続いて、イの業務量でございます。

年間の入院患者は2万4969人で、前年度比較3%、760人の減となりました。外来患者数は4万2554人で、前年度比較13.5%、6,616人の減となりました。新型コロナウイルス感染拡大による受診控えと野村、城川地域の人口減少が主な要因と考えております。

次に、164ページの決算報告書を御覧ください。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

まず、第1款病院事業収益の決算額ですが15億9352万3231円となりました。前年度と比較しますと、収益は8898万9416円、5.3%の減となっ

ております。

内訳といたしまして、第1項医業収益12億4360万7819円となっております、前年度比較9913万980円の減となっております。

第2項医業外収益3億4109万4594円となっております、前年度比較1096万3616円の増となっております。

第3項特別利益882万818円となっております、前年度比較82万2052円の減となっております。

これに対し、支出の第1款病院事業費用の決算額は16億3323万59円となりました。費用の前年度比較は5033万3504円、3%の減となっております。

内訳としまして、第1項医業費用15億9144万610円、前年度比較3019万3348円の減、第2項医業外費用3871万9923円、前年度比較1178万1027円の減、第3項特別損失306万9526円、前年度と比較して835万9129円の減となっております。

以上が、収益及び支出の決算状況であり、消費税を含んだ決算額でございます。

消費税を含まない実質的な年間収支及び内訳につきましては、次の損益計算書で御説明申し上げます。

166ページをお開きください。

まず、1.医業収益ですが、入院収益8億29万8936円、外来収益3億6880万186円、その他医業収益7148万9276円を合わせまして12億4058万8398円となっております。入院収益につきましては、入院患者数が減少したことに伴い、前年度と比較して4953万6946円、5.8%の減、外来収益においても、外来患者が減少したことによって4794万8317円、11.5%の減となっております。

続いて、2.医業費用につきましては15億7251万4001円で、前年度と比較して3277万4456円、2%の減となりました。

内訳としまして、1.給与費10億4374万1144円、2.材料費1億9291万7320円、3.経費1億7327万1018円、4.減価償却費1億3754万4511円、5.資産減耗費2374万2502円、6.研究研修費129万7506円となっております。

減額の主な理由は、材料費が患者の減少により3667万299円、医療情報システム更新により減価償却費が4605万8978円の減となったことが主な要因です。

これによりまして、医業収益から医業費用を差引きますと3億3192万5603円の営業損失を計上することになりました。

続きまして、3. 医業外収益は3億3984万8563円で、前年度比較1092万4727円、3.3%の増となりました。

内訳としまして、1. 受取利息及び配当金22万3333円、2. 他会計補助金3245万7975円、3. 補助金1767万2000円、4. 負担金及び交付金2億2885万8727円、5. 長期前受金戻入3486万9654円、6. その他医業外収益2576万6874円となっております。

増額の主な理由は、新型コロナウイルス感染症に関する国及び国からの補助金が1767万2000円増額したことによるものでございます。

次に、4. 医業外費用であります。5479万2777円で、前年度と比較して878万4251円、13.8%の減となりました。

内訳としまして、1. 支払利息及び企業債取扱諸費1314万5936円、2. 長期前払消費税償却647万3393円、3. 雑支出3517万3448円となっております。

減額の主な理由は、支払利息及び企業債取扱諸費が支払利息の減により436万3454円、長期前払消費税償却が過年度分の償却減により568万7504円の減額が主な要因でございます。

これによりまして、医業外収益と医業外費用の差引きが2億8505万5786円の利益となり、医業収益での営業損失と合わせますと4686万9817円の経常損失を計上することとなりました。

167ページの特別利益880万4355円、特別損失306万9526円を合わせまして、当年度純損失が4113万4988円となりました。前年度繰越利益剰余金5億8058万8186円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は5億3945万3198円となりました。

なお、医業収益から特別損失までの詳細につきましては、決算書の174ページから176ページの収益明細書に掲載しております。

続きまして、165ページにお戻り下さい。

資本的収支について御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は3億8961万1158円でございます。前年度と比較して2億6579万1435円の増額となっております。

内訳としまして、第2項負担金及び交付金8720万9658円は一般会計からの国の繰出基準に

基づく企業債元金償還に係るものでございます。第3項企業債2億7700万円は当年度借入額でございます。第5項補助金2540万1500円は、新型コロナウイルス感染症対策に関する県からの補助金でございます。

増額の主な理由は、医療情報システム更新、地域医療情報連携システムせい坊ネットの整備によりまして、企業債が2億3220万円、それから補助金が2540万1500円増額したことによるものでございます。

次に、第1款資本的支出の決算額は4億5473万5242円でございます。前年度と比較して2億8787万9166円の増となっております。

内訳につきましては、第1項建設改良費3億2084万5998円、第2項企業債償還金1億3388万9244円であります。

主な増額の理由は、医療情報システム更新などによる建設改良費が2億7471万4178円増加したことによるものでございます。

これによりまして、資本的収入が資本的支出に対して不足する額6512万4084円は過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

以上で、野村病院分についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村班長

担当事務長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

ちょっと用語でわからないところがあるので、どんなものなのかお聞きしたいんですけども、損益計算書の医業費用の中にある資産減耗費というのはどういう項目になるのでしょうか。

○中村班長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時05分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後3時06分)

○松末野村病院事務長

固定資産であるとか材料費であるとか、医療機器もろもろなんですけど、それを除却したもの、処分したものについてここに計上するものでございます。不要となってきた医療機器などを除却した分がここに上がってきます。

○中村班長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

ないようでしたら私からお尋ねしますが、151 ページの西予市民病院では資本的収入及び支出の欄で先ほど説明がありましたが、一番下の行で投資ということで240万円上がっておりますけれども、野村病院165ページの資本的収入及び支出の欄にはそういう投資という欄がないわけですが、この投資というのは先ほど奨学金等というような話があったんですけれども、野村病院にはそういうものは全く該当するものがないということですかね。

○松末野村病院事務長

奨学金なんですけど、その会計については西予市民病院で一括して管理をしていただいているということで、もちろん野村病院についても関連というか、一緒に奨学金を支給して、卒業した看護師が西予市民病院に入職するということですので、全く関係してないわけではなくて関係しております、ただ事務的に西予市民病院にまとめて計上しているということでございます。

○中村班長

そのほか質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第10号「令和2年度西予市病院事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村班長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時08分)

【つくし苑】

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後3時10分)

次に、認定第11号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」を議題といたします。

担当事務長の説明を求めます。

○岩本つくし苑事務長

認定第11号「令和2年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」御説明をさせていただきます。

決算書196ページをお開きください。

令和2年度は、利用者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、在宅復帰支援や在宅療養支援に力を入れました。具体的には、令和2年5月から施設基準を基本型から在宅強化型に変更し、在宅復帰に向けてリハビリを強化しているところでございます。また、より質の高いサービスを提供することで得られる介護報酬区分を算定することで、経営の安定化を目指し、目標としていた1日平均入所者数85人を上回り、1日の平均入所者数は対前年度比8.5人、10%増の89.6人となりました。利用者には選ばれる施設となれるよう職員が一丸となって努力をしているところでございます。

令和2年度の業務量ですが、年間の施設入所延利用者数は3万649人、対前年度3,660人、13.6%の増、短期入所延利用者数は2,047人、対前年度658人、24.3%の減、施設利用者には短期利用者を合わせた1日平均利用者数は89.6人、前年度81.1人となりました。また、通所リハビリテーションの利用者については年間利用者数が6,422人、対前年度6,277人、0.9%の減、1日平均利用者数21.5人、前年度22.7人となりました。通所利用者の減少の要因として、令和2年度は年間を通し新型コロナウイルスの感染症対策を行いながらの運営であったことが影響しております。

182ページをお開きください。

決算報告書について御説明をいたします。なお、決算報告書につきましては、消費税込みの金額になります。

まず、(1)収益的収入及び支出について御説明をいたします。

収入の施設事業収益の決算額は5億5,926万2,811円となり、前年度と比較して約10.3%、5,242万6,849円の増収となりました。これは先ほど説明したとおり、施設入所者の大幅な増加になったことが主な要因となっております。

一方、支出の施設事業費用の決算額は5億5,630万2,539円となり、前年度と比較して約7.3%、3,800万7,994円の増額となりました。

主な要因は、利用者の在宅復帰に向けてリハビ

りを強化するため、リハビリ職員の増員を図ったことや、会計年度任用職員への移行に伴う給与費の増額、また、新型コロナウイルス感染症防止に必要なマスクや消毒液等を購入したことや、利用者増に伴う療養材料費が増加したことが主な原因でございます。

次に、184 ページをお開きください。

(2) 資本的収入につきましては 4520 万 4793 円となっております、市からの繰入金を計上し、資本的支出につきましては、建設改良費と企業債償還元金の合計で 4586 万 2593 円を支出しております。

続きまして、186 ページをお開きください。

損益計算書を御説明いたします。なお、金額につきましては消費税抜きの金額となっております。

1. 施設運営事業収益は介護給付費が主なものであり、前年度比 3958 万 6543 円増収で 4 億 9527 万 7238 円となっております。

それに対し、2. 施設運営事業費用では前年度比 3745 万 3373 円の増額で 5 億 3858 万 3189 円となり、差引き 4330 万 5951 円の営業損益となりました。

3. 施設運営事業外収益は一般会計からの補助金で 4455 万 8930 円です。前年度と比較して約 27.4%、959 万 5034 円の増収となりました。これは、新型コロナウイルス感染症に係る交付金 574 万 900 円、緊急包括支援事業 525 万 8900 円とサービス継続支援事業 48 万 2000 円が収入として増加したのが主な原因であります。

4. 施設運営事業外費用は企業債償還利息及び雑支出など 1705 万 7251 円となり、経常損失が 1580 万 4272 円となりました。

特別利益及び特別損失を含めると 295 万 7742 円の当年度純利益を計上しました。なお、前年度までの繰越欠損金と合わせた今年度末の未処理欠損金は 3699 万 1280 円となります。

191 ページをお開きください。

貸借対照表について御説明をいたします。

資産の部、1. 固定資産は (1) 有形固定資産と (2) 無形固定資産と合わせて 10 億 6014 万 7160 円となり、2. 流動資産は現金及び預金、未収金で 1 億 6851 万 4557 円となりました。未収金の主なものは介護報酬等未収金が 6329 万 2248 円と利用者負担金未収金が 999 万 3788 円です。資産合計は 12 億 2866 万 1721 円となりました。

192 ページをお開きください。

負債の部で、3. 固定負債は 7 億 1107 万 265 円、4. 流動負債は 1 億 1926 万 4872 円、5. 繰延収益は 2 億 5985 万 9773 円となり、負債合計は 10 億 9019 万 4910 円となりました。

資本の部は、6. 資本金で 1 億 7545 万 8091 円、7. 剰余金は利益剰余金合計がマイナス 3699 万 1280 円となりました。資本合計は 1 億 3846 万 6811 円、資産合計イコール負債資本合計となるため、資産の合計及び負債資本合計はともに 12 億 2866 万 1721 円となります。

195 ページ以降は決算附属書類をつけておりますので、後ほど御確認をください。

今後とも関係機関と緊密な連携を図り、利用者の確保及び経費節減に努め、経営の効率化を図るとともに、さらなるサービス向上と利用者やその家族の生活を支援していけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第 11 号「令和 2 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○中村班長

担当事務長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中村班長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第 11 号「令和 2 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○中村班長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 3 時 21 分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後 3 時 32 分)

本分科会における決算認定についての審査は先ほど全て終了いたしました。

これより当分科会における行政部局への提言に

ついて協議をいたします。

御意見をお願いいたします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時33分)

○中村班長

再開を告げる。(再開 午後4時35分)

ただいま各委員から提言にかかる内容について発言していただきましたものをまとめた形で、概要を説明させていただいたと思います。

まず、市民課のマイナンバーカードの取得については、さらに市民に対して啓発をし、実質的に増やしていく方法について提言をするということ。

2番目として、国民健康保険の中でのジェネリック医薬品の利用促進をさらに取り組んでいくということ。

3番目として、人権啓発課のことをきっかけにして、債権管理条例を積極的に取り組んでいただいて、不納欠損として計上を簡単にできるような方法をとっていくのが得策ではないかということ。

4番目として、ごみ関係の循環型社会の構築を目指して、ごみについてもその中でしっかりと取り組む方法について研究してもらおうということ。

5番目として、胃カメラの件につきまして、集団検診について、バリウムではない方法で胃の検診ができるようながん検診ができるような方法にさらに検討していただくと。

6番目については、高齢者路線バスについての説明があったんですけど、非常に利活用が困難性を伴っておってあまり有効に機能してないということを知っておりますので、市全体のいろんな生活、市民の生活に関わることでありますから、バス全体をもう一度見直して、市民の方に利便性をさらに向上できるような方策はないか。また、再構築を図るといようなことになりました。

以上6項目について、10月4日を目指して、原案をつくっていきます。副班長と私と事務局でまず素案をつくって、それを皆さん方にタブレットで流しますので、内容をチェックして、指摘をして修正を重ねてまいりたいと思います。そういう中で原案ができましたら10月4日にその原案でもって発表をさせていただきたいと思います。

以上で本日の協議を終了いたします。

○竹崎副班長

閉会を告げる。

閉会 午後4時38分

署名

西予市決算審査特別委員会厚生分科会班長